

フランス女性と政治参加¹

阿 部 律 子

はじめに

フランス社会学会で精力的かつ先鋭的、また学際的研究を行っているピエール・ブルデューが最新の研究『男性優位』³で指摘するように、21世紀を迎えた現在でもまだ男性による女性支配の基本的構造は変わっていない⁴。彼はこの支配構造が「人間存在の中で最も許しがたい状況」⁵であるにもかかわらず、「許容され、かつまた自然である」とさえ思われている⁶ことに驚きを隠さない。彼はこうした事実を「ドクサのパラドックス」⁷と呼んでいる。彼自身、もし社会学者としてこれまでにさまざまな研究を重ねてこなかったならば、これほど複雑な問題には取り組まなかつたのではなかろうかとさえ言っている⁸。確かに、女性差別の問題はさまざまな要素が非常に複雑に絡んでいる。そのために、フランスでは女性差別問題解消と男女平等を目指して、社会学、法学、歴史学、心理学、精神分析⁹はもちろんのこと、経済学、あるいは教育学といったさまざまな学問分野からのアプローチが試みられている。それほどまでに男性の女性支配、あるいは女性差別の問題は錯綜しているのだ。その上、ブルデューがこの問題を前にして困難を覚えたのは、彼が男性という女性を支配する側に立っていることもその大きな原因の一つになっているようである。しかも、彼はこの著書の結論の部分で告白しているように¹⁰、女性問題

関連の研究のほとんどが女性研究者の独擅場となっているからだ。例えば『女性の歴史Ⅴ』をあげてみよう。フランス中世史の権威で監修者でもあるジョルジュ・デュピーを除けば、男性は執筆陣から排除されている¹¹。女性による女性史の執筆ということで画期的であると言えなくもないが、男性を排除する確たる理由もないようと思われる。確かに、差別問題は、差別を実際に受けた当事者でなければ分からぬこともあるだろう。しかしながら、差別の歴史を語ることによって、差別問題に対する読者の意識を高めるのが目的であるならば、研究者が女性であっても男性であっても何ら支障はないようと思われる。実際、フェミニズムの歴史を詳細に眺めてみれば、フェミニズムとは決して一部の先鋭的な女性たちの権利獲得運動ではなく、その主旨に賛同する男性たちをも広範に巻き込んだ思想的、かつ政治的運動¹²であり、フェミニズム¹³の思想形成には男性思想家たちが大きく関与していることが分かるのである。従って、異性でありながらあえて女性の側からの批判も辞さずして研究に参加したいと考えるブルデューのような男性研究者の意見は非常に貴重であると思われる。それにまた、女性という支配される被害者の立場に立っていても、すでに述べたように、女性差別の問題自体が非常に複雑であるがゆえに、自分たちの性に固有の問題であるにもかかわらず、個々人の拠り所とする論理や姿勢によって、問題

意識に大きな差異が生じ、時には女性同志でありながら相互理解が不可能な場合があるのが実状である。従って、問題解決のためには男性とはまた違った困難が待ち受けているのである。というのも、この男性による女性支配は「象徴的暴力」¹⁴であり、「犠牲者自身も気がつかず、目には見えない穏やかな暴力」¹⁵であるがために、犠牲者の女性自身がこうした暴力を暴力として意識していないからであるとブルデューは支配の構造とその精神作用を明快に分析している。ヴァージニア・ウルフは100年も前にすでにこのような事実に気づいていた数少ない女性の一人であるが、彼女はこれを「支配の催眠術的力」¹⁶と呼んでいる。また、この女性支配の原則は巧妙に仕掛けられた罠とも言うことができよう。まことに巧妙であるがゆえに、犠牲者である女性自身さえもこの罠に見事にかかってしまい、何ら疑念さえも抱かずにこの支配の原則を堅く信じてしまっているからだ。そのためには女性問題はよりいっそう深刻となり、問題解決は非常に厄介となる。アンドレ・ロックは「こうした男女の序列が長い間容認されたのは、女性の同意があったからだ」¹⁷とまで言っている。確かにその通りで、こうした支配の原則に逆らった女性たちは歴史的に見ても、男性社会¹⁸からばかりではなく女性社会からも排斥されている。それにまた、この女性支配の原則は、社会の伝統や習慣という形態をとっていることが多く、女性自身が自らを貶める伝統の積極的継承者となっていることさえも大いにありうる。ブルデューは彼独自の「再生産」の理論を援用しながら、性差別も家庭や学校、あるいは教会、国家機構の中で再生産が行われていると考えている¹⁹。ローズ=マリー・ラグラーヴも保育園や家庭において将来女性が男性を損なわ

ないように二つの異なる体系が教え込まれていると指摘している²⁰。実際に家庭で行われている躾に代表される子どもに対する家庭教育をつぶさに見てみるとならば、この家庭教育を請け負う母親自身によって、いかんせん性別の間違った概念が幼少の頃から子どもたちに教え込まれている場合が非常に多いように思われる。学校でもしかり。男性教師は言うに及ばず、女性教師でさえも伝統的な男女のあり方に非常に囚われている感は免れない²¹。しかも、もしそれが子どもの将来を大きく左右するような進学や進路に対してでさえ、こうした伝統的な女性観が投影されているとするならば、事はもっと重大になってくる。実際、このような間違った進学指導が彼女たちの労働市場を狭めていることは確かである。こうして、支配の法則に囚われた女性たちは、無知に由来する差別意識を同性に植えつけるばかりでなく、この間違った女性観で同性を厳しく批判したり、時にはそのためには同性が敵同志となることさえ十分にありうる²²。ヴァージニア・ウルフと同様にこのような事実に気づいている映画作家で、詩人のネリー・キャプランは次のように表現している²³。

私たちはこの状態から抜け出せないだろう。希望は、本当のところ、幻想にしか過ぎないだろう。私たちは彼らのもとから逃れることはできないのだ。彼らは私たちに必要不可欠なものを与えるがためにあまりにも見事に整えているからだ。つまり、ねぐら、屋根、そして安樂さえもだ。結局のところ、一種の麻酔であり、精神的硬直が、監獄の格子よりも確実に私たちを閉じこめているのだ。逃亡しようなどという考えさえ浮ばない。それに、時として、私が抵抗を呼びかけようとしようものなら、私の仲間は何事かというように私を見て、不信感を抱いて私から去ってゆくし、私を理解しやしない。たぶん私を非難しているのだろう。これこそが弱さとずるさを併せ持つ変わらぬ女性の姿なのだ。

キャプランが指摘するように、男性による女性

フランス女性と政治参加

支配の実状は見かけ以上に複雑なのだ。こうした観点から言えば、ラディカルフェミニストたちのように、女性は被害者だという立場に立って、男性／女性、あるいは加害者／被害者の二項対立の概念に則って、男性や家父長的支配体制を一方的に弾劾しながら、女性の権利を要求するだけでは問題解決のためには十分ではないだろう。それにもまた、ラディカルフェミニストには属さないまでも、多くのフェミニズムの同調者たちも、女性内部に否応なく存在するこうした見えない対立を認識していないのか、あえて無視しようとするためか、彼女たちの主張はラディカルフェミニスト同様に往々にして男性やその支配体制の告発のみに終始する傾向にある。もちろん、フェミニズム運動はこれまでに女性が置かれている状況を暴くことによって、女性に対する社会全体の意識を向上させ、環境を整えることに大いに貢献してきたことは評価に値する。しかしながら、真に女性の解放を願うならば、自分たちの実態を俯瞰的視野から冷静に見つめ直し、告発すべき点は声を大にして告発しなければならないだろう。もしそれが同性に対してでも、勇気をもってなきねばならないだろう。また、自ら反省すべき点は真摯に反省する態度が必要であろう。反省なきところに進歩はないからだ。時にはその冷厳さゆえに同性から批判を受けることもあるだろう²⁴。しかしながら、すでに述べたように、フェミニズムは女性の独擅場ではないし、フェミニズムが普遍的であるためにも、そうあってはならないだろう。

本論では以上のような観点に立って、フランスの女性たちが置かれている現状を政治参加という側面から分析し、その問題点を指摘したい。

なお、フランス女性に関してより理解を深めて

もらうために、フランス女性権利局から配布された冊子の中に載っているフランス女性年表²⁵を別途に示しておきたい。

1. フランスの女性議員数

人権の国と自負するフランス¹が最も恥じていながらのが政治の世界における女性議員の数である。国会における女性議員の数を指標として各国の女性の地位を推し量るならば、表1²に示す通り、確かにフランスはヨーロッパ諸国や北米諸国の中でも最も後塵を拝する32番目に位置し、こと女性の国会議員の数から見る限りでは、民主主義が発達した政治先進国とは思われない。もちろん、この比率によってフランスはヨーロッパ連合15ヶ国の中でも、わずかにギリシアを上回るもの、最後から2番目の第14番目という恥ずべき地位にいる。幸いにして、この比率は、1997年に予定を早めに行われた国民議会選挙で、577議席中女性は63議席を獲得したために、ようやく念願の10%の壁を破って、10.9%にまで達している³。それでも、この比率は他国に比べればまだ低く、これは単に数量的な面だけにとどまらず、政策面においても重大な結果をもたらしている。実際、この極端に少ない女性国会議員数によって、フランス国会での法案の可・否決はすべて多数派を占める男性議員の手によって行われ⁴、政策の決定権はほとんど完全に男性の手中におさめられていると言っても過言ではないだろう。

ところが、現ジョスパン社会党内閣においては、全閣僚中で女性の大臣や大臣補佐の割合が30%⁵とかつてないほど高率を示し、国会とは矛盾する現象が生じている。しかも、彼女たちの担当分野

調査と研究 第32巻

にいたっては、伝統的な性別役割分担思想に端を発する教育、社会福祉、厚生、環境、文化などというような型にはまったものではなく⁶、最も男性的領分と思われている法務⁷を先頭に、国の経済にも大きく関与する労働・連帯や経済企画などがあり、これらは従来は女性にはむしろ不向きであると考えられてきた領域であるだけに非常に画期的であり、高く評価できよう。しかも、これらの女性大臣たちは議会やマスコミにまだ根強く残る女性蔑視の考え方や言動にもかかわらず職務を十全にこなし、その活躍にも目覚ましいものがある。

このような変化は単に左派だけにとどまらず右派でも見られる。例えば、シラク大統領の出身母胎であるフランス最大の右派政党のフランス共和国連合は総裁に初めて女性のミッシェル・アリオ＝マリーを選出している。また、前欧州議会議長のフランス民主連合の前厚生大臣のシモーヌ・ヴェイユは常に卓越した見識を示して、人々から全幅の信頼を寄せられている。現在の欧州議会議長もやはり弁護士出身のフランス人女性で、フランス民主連合のニコル・フォンテーヌである。また、労働界でもやはり変化は生じていて、フランスの

表1 ヨーロッパ、北米諸国における女性国會議員数

順位	国名	選挙年	議員総数	女性議員数	%	順位	国名	選挙年	議員総数	女性議員数	%	
1	スウェーデン	1994	349	141	40.40	25	アメリカ合衆国	1994	435	48	11.03	
2	ノルウェー	1993	165	65	39.39	26	チェコ共和国	1992	200	20	10.00	
3	デンマーク	1994	179	60	33.52	27	ベルギー	1991	212	20	9.43	
4	フィンランド	1995	200	67	33.50	28	イギリス	1992	651	60	9.22	
5	オランダ	1994	150	47	31.33	29	ポルトガル	1991	230	20	8.70	
6	ドイツ	1994	672	177	26.34	30	リヒテンシュタイン	1993	25	2	8.00	
7	アイスランド	1995	63	16	25.40	31	リトアニア	1992	141	10	7.09	
8	オーストリア	1994	183	40	21.86	32	フランス	1993	577	37	6.41	
9	ルクセンブルク	1994	60	12	20.00	33	グルジア	1992	222	14	6.31	
10	カナダ	1993	295	53	17.97	34	ギリシア	1993	300	18	6.00	
11	イスペイン	1991	200	35	17.50	35	ウズベキスタン	1994	250	15	6.00	
12	スペイン	1993	350	56	16.00	36	クロアチア	1992	138	8	5.80	
13	イタリア	1994	630	95	15.08	37	アルバニア	1992	140	8	5.71	
14	ラトヴィア	1993	100	15	15.00	38	モナコ	1993	18	1	5.56	
15	スロヴァキア	1994	150	22	14.67	39	キプロス	1991	56	3	5.36	
16	スロヴェニア	1992	90	13	14.44	40	モルドバ	1994	104	5	4.81	
17	ロシア連邦	1993	449	60	13.36	42	ウクライナ	1994	405	17	4.20	
18	ポーランド	1993	460	60	13.04	43	ルーマニア	1992	341	14	4.11	
19	エストニア	1995	101	13	12.87	44	ペラルーシ	1990	316	12	3.80	
20	ブルガリア	1994	240	30	12.50	45	アルメニア	1995	244	9	3.69	
21	アイルランド	1992	166	20	12.05	51	トルコ	1991	450	8	1.78	
22	カザフスタン	1994	177	21	11.86	52	マルタ	1992	65	1	1.54	
23	サンマリノ共和国	1993	60	7	11.67							
24	ハンガリー	1994	386	44	11.40		計		52	12068	1541	12.77

フランス女性と政治参加

二大労働組合の一つであるフランス民主主義労働同盟の書記長もニコル・ノックという女性である。このような女性の活躍は、フランスがヨーロッパ諸国に誇ることができるものの一つであろう。こうしたことから考えてみると、フランスの女性たちの意見が国政レベル、あるいはヨーロッパの政治レベルで反映されていないわけではない。しかしながら、これらの非常に有能な女性たちの活躍が素晴らしいものであるだけに、よけいにフランスの国会における女性議員の数が極端に少ないという現象をいったいどのように説明したらよいのだろうか。

それにまた、こうした女性議員数が少ないという現象はただ単に国政レベルだけにとどまらず、表2⁸で示すように、地方レベルにおいても同様のことが観察されている。もちろん、地方自治体の下位レベルに行くに従って、すなわち地方圏議会⁹や県議会よりも市町村議会においての方が女性議

員の割合も増えてはくるが、それでも他のヨーロッパ諸国¹⁰などに比べると、女性国会議員数の比率ほど極端に少なくはないにしても、ヨーロッパ連合中で第7位と自慢できるほどの数にはいたっていない。また、このような傾向は地方圏議会議長や市町村長においても同様に見られる。地方圏議会では、女性の割合は12.3%であるが、これは1986年の8.5%¹¹に比べれば、若干の伸びを示している。また、地方圏議会の女性議長は1992年から1998年までは3名であったが、1998年からは1名減って2名となっている¹²。また、県議会議長レベルでは、カルヴァードス県のアンヌ・ドルダノ一人が頑張っている¹³。また、女性市町村長の数になると女性議会議員よりもかなり減って、特に10万人以上を数える大都市の女性市長は、残念ながらストラスブール市のキャトリーヌ・トロットマン一人を数えるのみである¹⁴。彼女は政治取引も巧みと言われ、現ジョスパン政権下で女性閣僚として活躍している。

表2 政府諮問機関、地方自治体や各議会における女性の数とその割合

	総数(人)	女性(人)	(%)
経済・社会諮問院(1994-1999)	231	28	12.12
地方圏議会(1998)			12.3
県議会(1998)	3,841	212	5.5
市町村議会(1995)		107,979	21.7
人口3,500人以下		88,781	21.0
3,500 - 9,000		10,447	25.1
9,000 - 30,000		5,953	26.3
30,000 - 100,000(人)		592	27.1
市町村長(1997)	36,773	2,829	7.7
人口0 - 700		2,131	5.8
700 - 2,000		475	1.29
2,000 - 3,500		108	0.29
3,500 - 5,000		32	0.09
5,000 - 10,000		36	0.1
10,000 - 20,000		29	0.08
20,000 - 50,000		16	0.04
50,000(人)以上		2	0.01

2. 女性の政治参加と歴史的背景

では、いったいなぜフランスでは女性議員数が他の先進諸国と比較して極端に少ないという現象が起こっているのだろうか。

まず第一に、歴史的な要因があげられよう。その中でも特に旧体制下のサリカ法典があげられる。これはゲルマンの古慣習法から想を得たもので、女性に対して不動産の相続を禁止していた。しかも、この法は土地と家名が密接な関係にあった旧体制下では、女性は家督を継ぐことができないことを意味していた。このことを国家の頂点に立つフランス王家があまねく臣民に示していた。つま

りこれは、ヴォルテールが『百科全書への疑問』の中でなぜフランスでは女性には王位継承権がないのかといみじくも指摘したように¹、女王を国家の統治体系の頂点に戴くオランダやイギリスとは異なり、フランスでは統治能力の有無とはまったく無関係に女性は女性という存在そのものによって王位から排除されていた。しかも、これは単に家督の相続権という面だけにとどまらず、非常に象徴的な意味あい²を持って国民に提示されていた。つまり、「朕は国家なり」と自らを国家に例えたルイ14世が最もこのことを体現したフランス王であるが、男性である王は神から神聖にして侵すべからざる絶対権力を付与されている、つまりこれは王に代表される男性だけが統治能力を有して政治を司り、すべてを支配できるということを意味していたのである。これを家父長的支配構造と言ふこともできよう。つまり、男性のみが政治に携わることができると、女性はそのような支配構造の縛外において、政治には関与できないことを暗に示していた³。そして、王という男性が示した象徴的な役割は人々の心理に大きな影響を及ぼしたのである。つまり、男性は政治と法制度の担当者であり、女性は習俗・道徳の担当者⁴というように、それぞれの性には固有の役割分担があるので人々は愚かにも信じたのである。もちろん、こうした「家父長的君主制」⁵の支配構造の中で、女性たちは、政治の表舞台に出ることはできなかつた。しかしながら、その裏では「女性が支配していた」と形容されるほどに、もちろんそれはほんの一握りの上層階級の女性たちに限られてはいたが、女性たちは自らの優れた能力と美貌を武器に、時には閥権力を駆使しながら、自己を顕示し、隠然たる影響力を持って影で男たちを支配しては自

らの野心を満足させていたと言っても過言ではないだろう。

そして、この「家父長的君主制」を打倒したのがフランス革命であり、その結果「人権宣言」がなされたことはつとに有名である。当時の近隣諸国は革命が自国に飛び火するのを恐れたほどに、フランス革命は旧体制の支配構造を徹底的に破壊したのである。そして、「人権宣言」は世界中で知られ、フランスは今なおことあるごとに自国が最初に人権を宣言した国であることを誇りに思っている。そして、この「人権宣言」によって、フランス国民は皆法の前では平等になったと信じられてきた。ところが実は、女性はこの「人権」の「人」の範疇には入っていないかったことはあまり指摘されることはない。フランス革命がなかったならば、こと女性の権利に関して言えば、女性を取り巻く状況は今とは随分異なったものになっていたのではないかろうか。そう思われるほどに、フランス革命は女性の権利にとっては大きく負に作用したのである。というのも、「人権宣言」の「人権」とは「男性の権利」のみを意味していたからである。のために、革命中に、「男性と同等の女性の権利」を要求したオランプ・ドゥ・グージュはあえなく断頭台の露と消えている。また、『女子公教育』の草案や『女性の市民権の承認について』などを著して女性の権利に理解を示したのが革命稳健派のコンドルセであったが、せっかくの彼の思想も革命中もその後もずっと活かされることはなかった。また、革命中に女性たちはさまざまなかつて勇気を、能力を、そして時には「極度の興奮」⁶を示しながら活躍した。ところが、このような間近で見た女性の活躍がかえって男性にはある種の実存的恐怖⁷、つまり、女性にもそれ相応の能力とエネル

フランス女性と政治参加

ギーが備わっているが、もしそれを行使されるとなれば男性がせっかく獲得した政治的特権や場を侵されるのではないかといったような危惧や恐怖を起こさせたのではないかとフレッスは指摘している。それに加えて、ルソーの女性蔑視の思想¹⁰から大きな影響を受けていた革命派は、旧体制そのものは転覆したもの、こと女性観に関してはまったく旧体制そのものを踏襲していた。そして、革命から数年後の1795年には、「女性の議会傍聴禁止令」、「女性の集会禁止令」、「女性の政治集会参加禁止令」が相次いで出され、女性たちは革命中の活躍の報償にしてはあまりにも酷い仕打ちを受けたのである。こうして、革命によって女性は完全に政治の舞台から排斥されてしまったのである。もちろん、18世紀のヴォルテールやモンテスキュー、ルソーを中心とするフランス啓蒙思想家たちが唱えた「理性」、「進歩」、「道徳」、「幸福」、「文明」、「自然権」などといった啓蒙哲学の概念から生まれた「人権」思想によって、旧体制下では家や名前や領地などに帰せられていた権利が人間個々人に帰属するようになったという点では、フランス革命の「人権宣言」は画期的なことではあったことは確かである。また、「人権」はフランス革命によって残念ながら女性たちには拒否されたが、フランス革命の基本理念はその後も人々に大きな影響を与え続けていった。そして、19世紀前半のフェミニズムはまだ初期的段階で非常に限定されたものではあったが、この人権思想は女性の権利獲得運動に十分に生かされていったのである¹¹。

こうして、フランス革命によってすでに政治の舞台からは完全に排除されていた女性たちを、ナポレオン民法典が追い打ちをかけたのである。というのも、1804年に「法律の典型」としてヨーロッ

パの法律家たちからも絶賛され、他国の民法典のモデルにもなったナポレオン民法典¹²ではあったが、しかしながら、この民法典が既婚女性の法的無能力を規定したからである。これ以降、女性たちは、投票権もなければ、財産権もなく、何ら自ら決定することもできないような、常に後見を必要とする未成年同然の存在に後退してしまったのである。旧体制下では一部の上層階級の女性たちに限定されてはいたが、女性もその能力を活かす場があり、結婚の際の持参金によっては行動の自由をも確保できていた。ところが、このナポレオン民法典によって、既婚女性たちはあまねく法的無能力の刻印を押され、旧体制よりももっとひどい存在に貶められたのである。結婚によって女性は一人前になるという社会通念とはまったく裏腹に、法律上結婚は女性を半人前にする制度として機能していたのである。こうして、女性は政治や公的世界からは排除され、家庭という狭い世界だけに生きる、「妻・主婦」、「単なる主婦」、あるいは、「母親、でも口出しするな」、「綺麗でいろよ、でも口出しするな」¹³ というだけの存在になってしまったのである。しかしながら、多くの女性たちはこの事実を無知ゆえにほとんど意識さえしていなかった。ただ政治意識に目覚めた女性たちだけが、もちろん同性からの批判や揶揄を受けながらも、この民法典の不備を槍玉にあげていた。例えば、19世紀のフランス女流作家でフェミニストでもあったジョルジュ・サンドは、「母親が80才で未成年者だなんて、何と馬鹿げて屈辱的な状況に置かれていることでしょうか」と言って憤慨していた¹⁴。

こうして、別表にも示しているように、フランス女性が一人の人間として法的に一人前に扱われ

るようになったのは、ナポレオン法典から実に134年後の1938年のことであった。他のヨーロッパ諸国、特に北欧諸国やイギリスの女性たちが自由を謳歌していた頃に、フランス女性は「夫の許諾があれば」という制限付きの自由しかなく、法的身分は他国の女性に比べて、20年から30年も遅れていた¹⁵。そして、参政権を獲得できたのは、フランス革命から150年も経った1944のことであり、ヨーロッパや北米諸国に遅れることこれまた20~30年であった。もちろん、参政権を獲得できたからといって、女性は皆が皆参政権は人間として当然の権利であり、権利は行使すべきだとは思っていなかった。長い間の男性支配の構造に慣れきってしまっていたがために、政治は男の持ち分であり、女は政治とは関係ないと信じ切っていた女性が残念ながらかなり見受けられた。例えば、女性参政権獲得から6ヶ月後の1944年10月に行われたある世論調査によると、男性の34%と女性の26%が女性の参政権に対して嫌悪感を示していた¹⁶。しかも、参政権獲得後も女性の棄権率は男性に比べて高く、この傾向は1960年代ずっと続いたのである¹⁷。それに、たとえ参政権を行使したとしても、女性は男性に比べて非常に高い比率で保守に投票していた¹⁸。モッシュ＝ラヴォーは1960年代までの期間を女性の政治参加の「見習い期間」¹⁹と呼んでいる。女性の政治意識によく変化が訪れるのは、参政権獲得から30年も経った1970年代のことである²⁰。いつの時代にも、時代の先を行く女性たち、時代の流れに身を任せる女性たち、そして時代の流れに逆らう女性たちがいるものである。このように女性問題を複雑にしているのは、女性自身が男性による支配の構造を当然の如くに信じているからであり、そして、その呪縛から解

放されるまでには相当の時間がかかり、女性自身の意識が変わらなければ状況も変わらないからだと言えよう。参政権の事例はこのことを雄弁に物語っているのではなかろうか。

以上に述べたことが女性の参政権獲得までの歴史的背景や経緯であるが、女性の側にも大きな心理的影響を与えていたことは否めない事実である。しかしながら、このような歴史的経緯があったにせよ、現在の女性議員の比率が低いこととどれほど関連があるのだろうか。たとえあったとしても、女性が参政権を獲得してからすでに半世紀以上も経っていることを考えれば、歴史的な要因は、フランスの政治世界には性差があり、「単性の共和国」²¹あるいは「男性の共和国」²²と形容しなければならないほど女性の存在感が薄いことの原因の一部ではあっても、直接的原因とはなっていないのではなかろうか。もちろん、先に述べたように、フランス女性の参政権獲得が他国に比べて遅く、自分の参政権獲得に対してさえも嫌悪感を示す女性が少なからずいたとしても、それでもフランス女性全般の政治意識が低かったわけではないからだ。というのも、フランスにも19世紀中頃から特に女性の権利獲得運動がユートピア社会主义思想の影響を受けて次第に広がっていった歴史があるからだ²³。また、第二帝政終わりの1868年の出版や団結の自由化は、男女平等主義者たちの団結を促進した²⁴。このような状況の中で、1869年にはイギリスのジョン・スチュアート・ミルが、父のジェームズ・ミルの『英領インド史』の中のインドにおける女性の非人道的な扱いの記述から想を得て書いたと思われる²⁵『女性の従属』が出版されて大いに反響を呼び、たちまちヨーロッパ各国でも翻訳がなされ、フランスでも同年すぐに翻訳出版され

フランス女性と政治参加

た²⁶。19世紀で最も女性の権利の拡張を説いてい
ると言われる²⁷このミルの著書は、ヨーロッパ中
で政治意識に目覚めていた女性たちをよりいっそ
う刺激し、その結果さまざまな女性団体が各国で
創設されていった²⁸。もちろん、フランスとてその
例外ではない。これらの女性団体は、伝統的な男
女の役割分担思想によって女性の活動範囲が限定
されていることや女性が抑圧されている現実を告
発しながら、女性にも男性と同じ場で労働したり、
学問する権利があることを訴えていた²⁹。そして、
ミルの著書出版からおよそ10年後の1878年には、
レオン・リシェとマリア・デレスムによってパリ
で第一回世界女性会議が開催された³⁰。この当時
のパリは実はヨーロッパ中の女性運動の中心地的
な存在として機能していたのである。こうした中
でフランスにもイギリスなどと同様に女性参政権
運動が誕生し、19世紀末から20世紀初頭にかけて
はかなり熱を帯びていった。この女性たちの熱意
を受けて、女性参政権に関する法案が1914年から
ずっと国民議会での審議を待っていた。1919年に
法案可決を待ち望む女性参政権運動家たちが傍聴
席で見守る中で女性参政権の法案は審議され、つい
に賛成334票、反対97票で可決されたのである。
ところが、残念ながら、きわめて保守的な議員が
多い元老院では、同じ法案が1922年に賛成156票、
反対134票で差し戻されてしまったのである³¹。そ
の後、この法案は1925年、1932年、1935年と三回
続けて国民議会で可決されたにもかかわらず、元
老院がこの法案に対して無視し続けたのである³²。
こういうわけで、フランス女性は1944年の参政権
獲得までずっと待たなければならなかつたのであ
る。

3. 女性の政治参加と文化的背景

それでは、文化的背景は女性国会議員数と果た
して関係があるのでどうか、文化的要因を検討し
てみよう。フランスと国境を接し、ラテン語から
派生する言語をそれぞれが持ち、文化的にもかな
り似通っていて、宗教という点に関しても、教義
のみならず組織においても現在もなお女性に対し
ては差別的な態度を取るカトリック¹を信仰し、し
かも、女性参政権の獲得年がフランスとそれほど
異ならないスペインやイタリアはどうであるのか
見てみよう。スペインでは女性参政権獲得年がフ
ランスよりも幾分早い1931年であるが、現在の女
性国会議員の比率は16.00%である。これに対し
て、イタリアは女性が参政権を獲得したのが1945
年であり、フランスとはほとんど変わらない歴史
を持っている。ところが、この国の女性議員数の
比率はスペインには多少劣るもの15.08%であ
る。また、文化的にはケルト文化に属し、ラテン
諸国とは文化的風土がやや異なるが、やはりフ
ランスと同様にカトリック国であるアイルランドで
も比率は12.05%である。ましてや、フランスとは
国境を接していて、宗教的には北欧諸国と同じブ
ロテスタントではあるが、女性の参政権付与に対
しては男性が最後の最後まで抵抗を示し、1971年
になってようやく女性に参政権が認められたスイ
スさえも、それから20年後の1991年に行われた
国会議員選挙の結果、女性議員の比率は17.50%に
まで上昇している。これらのカトリックの姉妹国
やスイスなどに比べると、フランスの女性議員の
比率は（表では6.4%であるがすでに述べたよう
に、1997年の国会議員選挙以来10.9%となつてい
る）やはりどう見ても低すぎるようと思われる。

では、このような数値の裏には宗教的要因が隠されているのだろうか。1952年初頭に行われた世論調査によれば、フランス女性の52%と、男性の29%が週に一度は教会に行き、女性の40%と男性の18%が毎日祈っていると答えている。ところが、1990年の世論調査では、この数は極端に減少し、11%の女性と9%の男性が週に一回教会に行くのみである。もちろん、29%の女性と25%の男性がキリスト教の大きな祝祭には教会に行くとは答えているが、それでも大多数は洗礼、結婚式、葬儀などで教会にいく程度である。同じ調査で21%の男性と24%の女性が無宗教であるとも答えている²。もちろん、信心深い人と保守票との関連性は従来から指摘されてきたことだが³、現在では信心深い女性が11%というのは、無宗教と答えた女性の数（これも男性に比べて高いことに注意）と比べても少なく、このような人たちの政治に対する影響力はほとんどないと考えてよいだろう。このように、カトリックの姉妹国やイスラムの事例から見ても分かるように、宗教的な背景は女性の参政権獲得年や女性議員数の多寡とは必ずしも相關関係にあるとは思われないのである。その証拠に、フランスの法律家であるモーリス・デュヴェルジェは1955年に、「プロテスタントのアングロサクソンや北欧諸国は、女性の国会議員の比率においてカトリックとラテンの国であるフランスよりも低い」⁴とさえ言ったが、現在はまったくその逆転現象が起こっているからだ。

それでは、現代フランス女性の学歴、職業、政治意識はどのようなものであろうか。こうした要因は女性国会議員数と実際に関係があるのだろうか。検証してみよう。

まず、フランス女性と学歴について少し見てみ

よう。例えば、女子学生の高等教育に占める割合は、1950年にはまだ男子学生の3分の1に過ぎなかったが、1971年にはすでに全学生の半数⁵を占めるようになって以来ずっと増え続け、およそ10年後の1982年—1983年度にはその割合は51.1%⁶、1988年—1989年度には53.8%⁷、1993年—1994年度には55.4%⁸、そして1998年—1999年度には56.0%⁹を占めるまでにいたっている。しかも、学部別で見ても、女子学生が多い言語・文学や薬学、また逆に少ない工学関係などを除けば、以下に述べるように、日本ではまだ一般的に男子学生が多い分野でさえも、フランスでは女子学生の進出が著しく、学部別の学生数の男女の比率にはほとんど性差が見られないのが実状である。文部・研究・技術省が発表した1998年—1999年度の大学の専門分野別にみる女子学生の比率は、経済社会管理60%，法・政治学61.5%，言語77.2%，文学74.1%，体育32.7%，経済47.9%，自然科学56.1%，物質科学34.8%，人文・社会科学65.7%，医学54.8%，歯学46.8%，薬学67.5%，工学22.0%などである¹⁰。これを10年前の1988年—1989年度の女子学生数と比較すると、若干学部の名称は異なっているが、法学55.7%，経済47.7%，文学70.8%，自然科学34.5%，医学46.5%，薬学64.1%，歯学40.3%となっていて¹¹、この10年間で女子学生がこれまで男性の分野だと思われていたいわゆる理系の自然科学や医学方面に以前よりも多く進学するようになったことが分かる。また、フランスの高等教育機関でも大学とは別個に存在し、特にエリート養成を目指す高等専門学校いわゆるグランゼコールの女子学生の比率について言えば、残念ながら10年前の1988年—1989年度の資料しか手元がないが、技師学校19.3%（電気・電子13.3%，

フランス女性と政治参加

農学41.9%，物理・化学31.3%，土木・鉱山・地学11.8%，機械・冶金10.8%，工業技術9.9%)，建築学校36.2%，獣医学校40.5%，高等農業学校26.4%，商業・経営学校44.4%，法学・行政学校33.4%，高等師範学校36.5%，新聞学学校76.2%¹²などと、大学に比べるならば若干のばらつきが見られる。もちろん、これらの数字は10年前のものであることを考えれば、現在では恐らく女子学生の多少の増加が見られるだろう。それでも、これらの高等専門学校を受験するにはバカロレア（これは日本のセンター試験に相当するが、それと同時に中等教育終了証書でもあるために、バカロレアを合格しても大学に行くことなく就職する人もいる）合格の後に、一流高校に付属する予備クラスで2年後の選抜試験に向けて大学の教養課程水準以上の知識の詰め込み教育を受けなければならぬ。しかも、2年間準備に準備を重ねても、その一部しか合格することができない難関が待っている。従って、受験生本人の能力もさることながら、子供を予備クラスに行かせるだけの金銭的・精神的余裕が保護者に要求される。それに、若い世代に男女平等の意識が広まっていても、親の世代にそのような意識がなければ、女子の高等専門学校受験は男子に比べると多少なりとも不利になることは十分に予想される。それでも、こうしてフランスの高等教育全般を見てみると、数字の上では、性差はほとんどなくなってきたていると言えるのではないだろうか。

また、1991年—1992年度のヨーロッパ諸国の高等教育における男女の比率を見てみると、100人の男子学生に対して女子学生の数(人)は、スウェーデン118、フランス116、ノルウェー114、フィンランド112、デンマーク111、スペイン105、イタリア

98、イギリス95、ベルギー93、アイルランド89、オーストリア85、オランダ83、ドイツ71などとなっている¹³。これらの数値からは、フランスの女子学生の比率がヨーロッパで第2位であることが分かる反面、女性国会議員の比率がヨーロッパ・北米諸国で第5位、第6位と高位に位置するオランダやドイツでは女子学生が男子学生に比べて2割から3割も少ないことが目立っている。女子学生が少ないとという点では、ここには示していないが、スイスもドイツと同じような値を示している¹⁴。北欧諸国を除くと、偶然ではあるが、プロテスタントの国々における女子の高等教育への進学率が低いことが特徴的である。ここには残念ながら女性には高度な学問は必要ないというような伝統的差別意識が反映されているのではないだろうか。こうした数値から考えられるのは、ある国における女性の高等教育進学率とその国の女性国会議員数とは必ずしも正比例の関係ないことである。特に、フランスはスウェーデンにほとんど引けを取らないほどの高い比率で女性が高等教育を受けているにもかかわらず、スウェーデンに比べれば、女性国会議員数が極端に少ないのである。

さて、すでに見てきたように、フランスではこの30年来女性が男性以上に高等教育機関で教育を受け、女性の積極的な姿勢が見られるが、このような傾向を受けて社会ではどのような変化が起こっているのだろうか。女性の積極性はまず職業活動に反映されている。現在、女性はフランスの全労働人口の45%¹⁵を占め、就業率は25才から49才に限って見れば、1999年には79.1%¹⁶と非常に高い率を示している。1994年に出された世代別の就業率を見てみると、1950年代生まれの女性たち、つまり女性がバカロレアの合格率で初めて男性を

上回った世代であるが、彼女たちはその前の1940年代生まれの女性たちとは異なって、結婚して子どもが生まれてからも職業活動を続けている¹⁷。また、彼女たちの就業率も前の世代よりも高く、22才の時にはおよそ65%の就業率であるが、この率は年齢が上がるにつれて次第に上昇し、47才の時には80%近くの人が就業している¹⁸。これに続く1960年代生まれは、この1950年代生まれの世代の影響を強く受けて、就業率は22才で70%，27才で75%，それからやや増えて37才では80%近くが何らかの職業を持っている¹⁹。また、25才から49才までの母親の就業率と子どもの数との関係を1969年から1998年までその推移を追ってみると、1969年には母親の就業率はおよそ50%で、子どもが2人いれば母親の就業率は30%程度に落ち、3人の子どもがいると、20%にまで落ちていた²⁰。つまり、当時は子どもが3人に増える時点で多くの母親たちは退職していたのである。しかしながら、女性の就業率が全体的に1970年代から次第に高くなるにつれて、特に子ども2人を持つ母親の就業率は伸びてゆき、1982年には60%，1994年には75%にまで上昇している。現在は少し率が落ちてはいるが、それでも73%程度が就業している²¹。また、1993年に行われた25才から39才までの女性の学歴と母親の職業活動の有無に関する統計によると、職業活動と教育は非常に密接に関わっていて、職業を持つ女性の40%がバカラレア以上の学歴があり、高等教育を受けた女性の娘たちは非常に高い率で高等教育を受けていることが分かる。また、上記の女性の就業率から見ると、フランスでは専業主婦というのは今や全体の20%と少数派であるが、これは大きく二つに分けることができる。一方は学歴がまったくない女性であり、これらの娘

たちもやはり高い率で学歴がない。フランスでは一般的に学歴のない女性は無職で、専業主婦である率が高い。もう一方は、大学を出ていても専業主婦をしている人たちで、娘たちもやはり大学以上の学歴を有している。つまり、この後者の専業主婦は上層階級の女性たちと推定される。このように、フランスの専業主婦は両極端の階級に属している。

以上述べた学歴と就業率は意識にも大きく関わっている。例えば、フランスでは一般的に知識階級や会社の管理職の人たちが読む新聞と言われて、経済や政治に関して非常に専門的な記事が満載されている『ル・モンド』の購読者数の比率は、男性57%，女性43%という結果が出ている²²。もちろん、男性は分析的な記事や解説に興味を示し、女性は個人的なことにふれた記事を好む傾向にはあると言われているが²³、『ル・モンド』の購読者数は、女性も政治や経済に対して次第に関心を示すようになってきたことを表しているように思われる。また、政治や経済の情報を発信するメディアもすでに男性の独擅場ではなく、女性記者の数も現在かなりの数にのぼっている。例えば、フランスでは30,000人のマスコミ関係の記者の37%は女性であるが、中でも特に、若い女性が多い。(48%が25才以下)²⁴。日刊紙に限って言えば、4.6人に1人、テレビ関係では3.4人に1人が女性である²⁵。ボスニア戦争で女性たちが強姦されるのをメディアを通じて告発したのは女性記者たちであったことはまだ記憶に新しい²⁶。もちろん、女性記者が多くなったからと言っても、今なお男性中心主義が支配²⁷するメディアの状況を変えたり、日々茶の間に送られてくる型通りの女性像を是正することはそれほど容易なことではないだろう。それでも、

フランス女性と政治参加

女性記者たちは少なくとも男性とは違った目で問題を捉えて、発信することもできるのではないだろうか。彼女たちの今後の活躍が期待される。

女性と政治意識の関係について言うならば、すでに述べたように、1960年代まで女性の棄権率は高かったが、1970年代になると女性も男性と同じように投票所に向かうようになる²⁸。これは、女性のバカロレアの合格率が初めて男性を上回った時期と一致する。恐らくこれは、1968年のいわゆる5月革命という精神革命によってそれまでの価値観が大きく揺らぎ、女性にも大きな意識の変革がもたらされたことを反映しているのではないかと思われる。しかしながら、この時代、男性票に比べると、まだ女性票は多少保守的傾向を示していた²⁹。女性の投票に大きな変化があったのは1980年代になってからである。それでも、1980年に行われた世論調査によれば、女性はまだ政治における女性の役割という点に関しては男性以上に保守的で、例えば女性にはどのような大臣職がふさわしいかといった質問には、厚生、文部、環境、文化などと答え、まだ伝統的な性別役割分担の考えに支配されていたことが分かる³⁰。それでも、投票に関しては次第に女性は男性とほとんど同じ行動を取るようになっていく。1986年の国会議員選挙の際のある世論調査によれば、男女問わずに44%の人が左派に投票している。また、別の世論調査では、男性の44%，女性の45%が左派に投票したと答えている。これが1988年の大統領選挙になると、女性の51%が社会党のミッテランに投票しているが、男性は47%だけであった³¹。それでも、1990年に行われた世論調査によると、1980年の世論調査結果に比べると多少変化しているものの、それでも男女ともに女性には社会問題担当、設

備・住宅、文部大臣などを望み、男性には国防、農業、外務、財務、国務の各大臣を望んでいて³²、人々が相変わらず性別役割分担の意識からは脱していかないことが分かる。そして、1993年の国会議員選挙、1995年の大統領選挙、1997年の国会議員選挙においても男女ほぼ拮抗した姿勢を示している。また、左派に投票した女性票をさらに詳しく見ると、職業を持つ女性と専業主婦とでは政治意識に差が生じていることが分かる。ある民間の世論調査によれば、フルタイム労働の女性の47%，パートの44%，退職者の40%が左派に投票しているのに対して、専業主婦は29%にとどまっている³³。1995年の大統領選挙でも、40%の有職の女性が社会党のジョスパンに投票したのに対して、専業主婦は28%のみであった。モニエラヴォーは、職業の有無が女性の政治意識と大きく関わっていると指摘している³⁴。社会党に投票する女性の職業別を見てみると、中・高等教育教員と研究職の45%(男性39%)、初等教育教員か同水準の職業の41%(男性33%)、技術者か同水準の職業の34%(男性24%)、女子学生が36% (男子学生24%)となっていて、同じ職種でも男女の支持政党が違うのは、社会党の政策が働く女性の意見を代弁しているからだと想定される³⁵。

以上見てきたように、フランス女性の社会進出は著しく、彼女たちの政治意識もかなり高くなってきたように思われる。ダニエル・オシュデとセシル・モーリスも、高い教育水準と経済活動への参加によって、女性の社会への同化が進み、女性も自分たちの利益を自覚するようになって、次第に政治に関心を向けていくために、今や女性たちの政治に対する関心の高さも男性の水準に近づいていると指摘している³⁶。このように、80%近くが

何らかの職業に就き、ほとんど男性、時には男性以上に政治に関心を示すフランス女性たちであることから考えると、フランスの女性国議員の比率が彼女たちの政治意識を実際に反映しているとはとうてい思われないのである。

また、政治意識と女性議員数の関係について言うならば、1960年代に起こった世界的なフェミニズム旋風の火付け役ともなったフェミニズム先進国であるアメリカ合衆国さえも、こと女性議員の比率はヨーロッパ・北米諸国の中では25位に位置している。また、フェミニストの先駆的存在であるブルーストッキングの発祥の地、そして象徴的とはいえ女王が支配するイギリスさえも、女性国議員の比率はフランスをほんのわずかに上回る28位である。また、ランキング1位のスウェーデンにおいてさえも、現在では確かに伝統的な性別役割分担の意識からかなり脱しているようだが、それでもほんの少し前までは女性大臣が担当する省庁や女性国議員が所属する専門部会などは、教育、厚生、社会福祉、環境といったような非常に限定された分野であったことも報告されている。また、第4位のフィンランドにおいても状況は隣国スウェーデンと似通っていて、女性が2人以上大臣職に起用されるようになったのはフランスよりも遅れてようやく1980年代になってからのことであり、1990年代になってもまだ重要な大臣の席は男性によって独占されていて、やっと現政府において、女性が外務大臣に起用されるようになったという³⁷。このようなことからも見ても、たとえ女性の国会議員がかなりの数を占めているとは言え、従来の性別役割分担の意識からは完全に解放されてはいないのが実情である。このようなことから考えれば、ラエヴァーラが「平等幻想」と呼

んで鋭く指摘するように³⁸、女性国議員数が多いということによって、政府や国民の間に男女平等は達成もしくは達成間近であるといった安心感が生まれ、女性に固有な差別的側面が重大な社会問題として検討されなくなる危険性も大いにありうるのである。こうして見てくると、これらの北欧諸国の人々の男女平等の意識が果たして女性国議員数に見合うだけ高くなっているかどうかははなはだ疑問である。それを証明するかのように、例えば、女性国議員の割合がすでに30%を越えていた1985年に出されたスウェーデンの統計庁人口世帯調査³⁹を見ると、この国の労働市場で女性が就く職業には極端な偏りがあることが分かる。女性が多い職種順にあげてゆくと、第三次産業の事務員、店員、准看護婦、掃除婦、保母、ホームヘルパー、レストラン関係者、秘書、看護婦、会計士、義務学校教師、幼稚園ならびに保育スタッフという順である。ここには伝統的な女性観が反映されていることが分かる。このような事例からは、ある国の女性の国議員数は、あくまでも女性の社会的地位を計る一つの指標にしか過ぎず、それだけでその国の女性の地位や男女平等の意識の高低を反映しているとは必ずしも言えないといふことが分かるのである。

4. 女性の政治参加と政治制度、選挙制度

では、フランスで女性の国議員数が少ないとこの原因をいったいどこに求めればよいのだろうか。これは国会という政治の世界において女性の数が少ないことが問題であることから、フランスの政治制度や選挙制度そのものに問題や欠陥がないかを検討してみよう。フランスは小選挙区単記

フランス女性と政治参加

二回投票制という選挙制度を採用している。これは第一回投票において有効投票の過半数、かつ選挙人数の4分の1以上の票を獲得したものがない場合には、一週間後に第二回投票が行われ、その相対多数で当選者が決定されるというものである¹。国会議員に立候補するためには、まず政党からの推薦を受けなければならない。そのためには、党内で党の公認候補の席をめぐって時には同志と熾烈な戦いを演じなければならない。ところが、長い間政治は男性が担当するものだという意識が支配的だっただけに、伝統的な大政党の中央や地方組織の幹部には圧倒的に男性が多い。しかも、女性も政治は男性の領分と決め込んでそれを許しているふしもなきにしもあらずである。その結果、このような政党組織は女性を排除しながら、あるいはほんのわずかの女性の参加を許す²のみの男性による寡頭政治³が行われ、男同志の絆で結ばれた「兄弟仁義」⁴の世界が形成されている。参政権獲得以前にすでに20%の女性党员を数えたデンマークやフィンランドなどでは、女性が政党政治の中核に進出することによって、政党そのものが女性に対して開放的になり、例えばデンマークなどでは1949年の段階で既に党の幹部の41%が女性であった⁵ことなどから考えると、ほとんど女人禁制のフランスの政党そのものが前近代的であり、女性に対する認識と女性自身の認識が非常に遅れているとも言えよう。この点で、フランスの女性参政権獲得が遅かったことと、それによって女性自身の政治に対する認識にも遅れが生じたことが悔やまれる。それにまた、フランスでも1960年代の終わりから1970年代にかけて北欧同様にフェミニズム運動が盛んになったが、その当時フランスフェミニズム運動の中心的存在であったシモー

ヌ・ドゥ・ボーヴォワールやM.L.F.などのフェミニズム運動家たちは、ほんの一部を除いて、政治不信や法文無視の態度を貫いて、法制面の見直しなど政治的側面にはほとんど関心を示さずに、おもに避妊、堕胎の自由、家事の分担など女性の肉体や家庭生活に関する問題の解決を中心に女性運動を開拓した。このようなフランスのフェミニストの姿勢は、政党とフェミニズム運動が連携して政策を推進した北欧などに比べると、フランスの女性全体に政党政治に対する不信感をつのらせ、彼女たちが政治に積極的に関与することを10年以上遅らせる大きな原因の一つになったのではないだろうか。恐らくこのような運動の形態は一つには個人主義の色彩が非常に濃く、束縛を嫌い、自由を愛するフランス人の国民性がその背景にあったものと思われる。いずれにせよ、この時代のフランスフェミニズムは女性の個人としての自立のための条件整備⁶を全面に掲げたものであった。もちろん、こうしたフランス独自のフェミニズム運動の方針によって、フランスの女性たちは教育や職業によって自立を図っていくという意識が高くなったりことは確かである。このことはすでに述べたように、高等教育における女子学生の比率や、女性の有職率の高さに現れていると言えよう。

さて、こうした政治上の歴史的要因に加えて、男性は政治力というものを「男らしさの最たるもの」⁷と勘違いし、政治の世界は「男の力」⁸を示す格好の場であり、男の見せ場だと思う傾向があるようだ。このような空気が支配的な政党の中で男性と公認候補の席を争うとなれば、女性は政治という男の領分を侵す「侵略者」⁹や「犯罪的権力強奪者」¹⁰というレッテルを張られ、公認候補の席を得るだけでもうすでに苦戦を強いられるのである。

こういう男性中心主義の政党の雰囲気に嫌気がさして女性は議員に立候補するのをためらうことが多い¹¹。しかも、フランスでは、国会議員の職と市長の職、あるいは国会議員の職と地方圏議会議員の職などの兼務が可能であるために、一人の有力政治家に政治権力が集中しやすいという大きな欠点がある。しかも、その兼務の率も地方から国政レベルになるに従って高くなり、例えば、国会議員や地方圏議会議員ともなると兼務率は驚くべきことに94%にも達している¹²。これはフランスの中央集権の弊害¹³の最たるもの一つであり、世界にもほとんど類を見ないフランスの政治制度の大きな欠陥である。もちろん、ヨーロッパ各国からは驚きと同時に皮肉な口調で指摘されているほどである¹⁴。こうした状況の中で、もし女性がすでに政治権力を手中に収めている現職の有力男性候補者と争うとなれば、勝ち目はまったくないにも等しいのである。もちろん、このような政治権力の集中は女性政治家だけでなく、若い政治家の誕生を阻止している。政界への女性や若者の進出を推進するためには、これからは百戦錬磨の老練な男性政治家への政治権力の集中を禁止する対策が講じられなければならないだろう¹⁵。このような政治制度の中で、特に右派政党の女性議員の多くは、例えすでに述べた共和国連合の女性党首のミッシェル・アリオ＝マリーのように、父親もしくは家族の誰かが有力な政治家であったケースが多いのもうなづける。それにまた、たとえ党的公認候補の席を確保できたとしても、今度は選挙期間中になると、女性というただそれだけのことで、男性とはまた違った種類の攻撃を対立候補やその支持者たちから浴びなければならない。「魔女裁判¹⁶」にかけられるようなものである。政策論争な

らいざ知らず、容姿や私生活までもとやかく言われて、卑猥な言動を浴びせられることになる¹⁷。こうした攻撃を受けた経験のある現学校教育担当大臣のセゴレーヌ・ロワイアルは、これを「男尊女卑という人種的偏見」¹⁸と呼んでいる。彼女はフランスの高級官僚養成校の国立行政学院出身者であるが、このような有能な女性でさえも、性差別に基づく攻撃を受けなければならないほどに、フランスの政治環境は男性が支配していると言っても過言ではないだろう。ところがそれだけではない。今度は、また別の困難が待っている。これは女性被選挙人と女性選挙人という同性間の関係が問題となってくるのである。政治家には男性が適任という偏見から女性自身が逃れることができずに、時には同性の政治家に対して信頼を寄せずに¹⁹、男性候補者に貴重な一票を投じることも多々ある。そのために、女性が立候補しても同性からの票を獲得できるという保証はどこにもない。この点で、女性が政治の分野に進出するためには女性同士の連帯が不可欠だと言えよう²⁰。また、町村議員レベルになると、以上のようなことに加えて別の問題が生じてくる。というのも、このレベルになれば、議員職は専業ではないために、女性は、妻、母親、そして就業率の高さから見ても分かるように、職業人という一人三役をすでにこなしていることが多く、それ以上に政治生活が加わるとなると、家族や家庭生活を犠牲にしてまでも議員には立候補しないことになる。というのも、女性が立候補するには家族を説得し、理解を得ることがどうしても必要となってくるからだ²¹。もちろんそこには、女性は何よりもまず家庭を大事にしなければならないといった伝統的な性別役割分担に女性自身も囚われて過ぎて、そのような意識を本人が変えよ

フランス女性と政治参加

うとしないことにも大きな原因があると言えよう。従って、女性が議員になるためには、まず女性自身の意識の変革が必要であると同時に、政治は男性の領分ではなく、女性も政治に携わらなければならぬ、また性別役割分担は間違った考え方であるといったようなことを子供の頃から教育することが重要である。特に男の子に対してはこのような教育は必要不可欠であると言えよう²²。そうすれば、次世代の政治の世界はもっと民主化が進み、政治においても男女平等が進んでいることだろう。

このような男性中心主義の政党政治を嫌って、1994年には女子学生が25%²³を占めるようになった国立行政学院や、パリ政治学院、あるいは高等教育教員の養成学校である高等師範学校などを出た有能な女性たちは、政治家としての道を歩み始めるよりも、まずは高級官僚²⁴として「国家貴族」²⁵となり、大臣官房内で頭角を現して政府の要人たちに認知され、その後政党からの推薦を受けて、国會議員に立候補するというようなコースをたどるケースが多い。すでに述べたように、現在社会党的ジョスパン首相のもとで閣僚を務める女性たちの多くは、国立行政学院や高等師範学校の出身者であるが、すでに前ミッテラン大統領の社会党政権下で閣僚に起用され、その後に国會議員になった人が多く²⁶、国會議員から閣僚という男性がたどるコースとはまったく逆のコースをたどっている。このように、非常に少ない女性国會議員数は、フランスの男性中心主義の政治制度や選挙制度、あるいは政党内の政治環境が大きく関わっているのである。ここには、女性がたとえ有能で艱難辛苦をいとわずとも、また女性が男性並に政治意識を高めてみても、女性の前にはあまりにも多くの障害が立ちはだかっているために、自分た

ちにとって非常に不利な政治的状況を認識しているながらも、自分たちだけではその状況をどうしても変えることはできないというジレンマに陥っているのが実情である。しかしながら、このようにフランスの政治世界の男性に見られるような女性に対する優越感や女性蔑視というのはただ単にフランスだけのものなのだろうか。他のヨーロッパ諸国の女性たちはどのようにして、この困難を乗り越えたのだろうか。

すでに述べたように、まだ性別役割分担の考えが完全には払拭されているとは思われないスウェーデンやフィンランド、女性が高等教育を受ける比率が低く、恐らく女性の知的能力があまり高く評価されているとは思われないドイツやオランダ、あるいはスイスであっても、女性の国会議員が多いという現象には何らかの政治制度あるいは選挙制度が作用しているのではないかと考えられる。この点に関して、北欧諸国の女性国會議員数の推移を歴史的にたどってゆけば²⁷、何らかの手がかりを得ることができるのではないだろうか。というもの、これらの北欧諸国における女性国會議員数はすでに述べたように決して最初から多いわけではなく、第二次大戦後はむしろフランスの方が多かったくらいだが、この数はある一定の年代から急激に増加して現在にいたっているからだ。例えば、現在女性国會議員数の比率が世界第1位であるスウェーデンを見てみよう。その比率は1944年にはまだ7.8%でしかなかったが、1985年には31.5%となり、1994年には40.4%にまで達している。この変遷をもっと詳細に見てゆくならば、特徴的なことが二つあることに気づく。つまり、第一に1952年の選挙において、女性議員の比率がそれまでの9.6%から12.2%に、1970年には14.0%

調査と研究 第32巻

から21.4%に急増していることである。また、第2位のノルウェーにおいても、1945年には4.6%でしかなかった比率が、1985年には34.4%になり、1995年に39.4%にまで上昇している。第3位のデンマークでは、1947年に14.5%だったのが、1984年には26.2%となり、1994年には33.5%にまで達している。この国でもスウェーデンと同様に、1971年に行われた国会議員選挙において初めて、女性議員数の比率が10.6%から16.7%に急増している。このような傾向は世界第4位のフィンランドについても当てはまる。この国の女性議員の比率は1945年には9.0%でしかなかったが、1983年には30.3%となり、1995年には33.5%となっている。この国でもやはり急激な変化は1950年代と1970年代に起こっている。つまり、1954年にはそれまでの9.0%から15.0%へ、1970年には16.5%から21.5%に増えている。このような北欧諸国の漸進的な変化に対して、フランスでは1946年に行われた国会議員の選挙では、女性が初めて国政選挙で参政権を行使できた年でもあり、女性の喜びと期待が女性議員の数にも現れているようで、女性議員の比率は、元老院で6.7%，国民議会で5.6%だったが、1992年の国会議員選挙でも、46年前と比べて大きな変化は認められず、元老院では逆に減少して5.0%，国民議会ではほんのわずかに増えて6.4%である。フランスでは、北欧諸国で1950年代と1970年代に起こった変化が一切起こっていないのである。もっと詳しくフランスの女性の国会議員数の推移を見てみると、元老院ではその割合は増えるどころか漸次減少し、北欧諸国とはまったく逆の現象を起こしていて、1971年には1.4%にまで落ち込んでいる。また、国民議会での割合も1955年には最低の1.5%まで落ち込んでいて、やっと

1997年の国会議員選挙で念願の10%を越えて10.9%を獲得することができるようになったのである。結局のところ、北欧諸国で1950年代と1970年代に起こったことがフランスではまったく生起せず、その違いが現在の女性国会議員数の差となって現れているのである。

それでは、北欧諸国におけるこの急激な変化の原因はいったい何だったのだろうか。1950年代の北欧諸国での議員数の増加は、戦後の社会の大きな変化、特に女性の社会進出が原因になっているようと思われる。例えば、フィンランドを例に取ると、第二次大戦後に既婚女性が大量に労働市場に進出した結果、福利厚生の充実や託児所不足などが社会問題と化し、さらには労働市場における待遇面での男女較差にも問題が生じて、主に「協会9」という団体によって男女の役割をめぐる論議が展開された。こうした傾向を受けて、フィンランドでは、政府によって男女平等促進委員会が創設された²⁸。この傾向は60年代から70年代になるとさらに強まり、行政機関のみならず、非政府組織、特に女性団体、政党、労働組合が一丸となって「女性団体同盟」を形成して女性の地位の向上を目指す、いわゆる「国家的フェミニズム」と呼ばれる現象が生じたのである²⁹。もちろん、このような社会状況の中で、当然のことながら女性の政治意識も高まっていったものと思われる。こうして、1970年代から急激に女性国会議員が増加し始め、この15年で女性議員の比率は30%の壁を突破することができたのである³⁰。ここで分かることは、すでに述べたように、1960年代、1970年代のフランスのフェミニズムが脱政治、あるいは政治不信であったのに対して、フィンランドのフェミニズムは政府や政治家をも広範に巻き込んだ一大

フランス女性と政治参加

社会運動となったことである。このような現象は恐らく他の北欧諸国でも同様に起こったと推定される。というのも、こうした社会状勢を受けて、例えばノルウェーでは、1978年に男女平等を推進するために、40%の割合で女性を公務員に雇用することを義務づける法律が作成され、地方の行政管理委員会に通達が出されたからである³¹。ただし、伝統的男性中心主義者³²らの反対を受けて、この法律は地方議員や国会議員の数にまで適用されるにはいたらなかった。それでも、すでに政治意識に目覚めていた女性の票をいかに取り込んで議員数を増やすかが各政党では重要事項となり、左派だけでなく右派も党内で女性に対してある一定の割合で候補者数を割り当てる、いわゆる候補者割当制度を導入したのである。すでに述べたように、政党に女性活動家や女性党員が多く、その数が全体の半数近くにのぼる北欧諸国では³³、例えば比例代表制のリストの中にある一定の比率で女性候補を載せるということに対しては、男性がほとんど政党を牛耳っているフランスなどと異なって、それほどの困難は生じなかつたのではないかと思われる。

さて、1992年に世界議会連合が発表した調査によると、この割当制度は大きく二種類に分けられるようだ。つまり、全立候補者のうちのある一定数を女性に割り当てる方法と、全議席数の中である一定数を女性に割り当てる方法の二種類である。しかしながら、アルゼンチンのように、憲法や法律によって女性に一定の議席数の割り当てを義務づけている国はヨーロッパにもアメリカにもない。これに比べて、多くの国では各政党がこの割当制度を導入しているが、これも厳密に分ければ二つに分けることができる。つまり、一つは各党内で

議員候補割当数を決定する方法と、もう一つは国会や地方議会の党の決定機関で選挙後に議員割当数を決める方法である。また、前者も強制的に割り当てるものと、目標値を定めた上で割り当てる方法とがある³⁴。1991年の列国議会同盟のアンケートによると、この割当制度というのは最初は左派政党によって積極的に導入されたが、現在では右派政党でも採用されている。導入にあたっては激しい議論がなされたが、その際に女性が信念を持ってこの制度の有効性を男性に対して説得したことが功を奏したようである³⁵。

以上のように、割当制度も形態はさまざまであるが、各国の政党ではどのようなものを取り入れているのかを見てみよう。ノルウェーではすべての政党が例外なく割当制度を導入しているが、上述のような国の政策を受けて、各政党とも国会議員の立候補者の中の40%を女性に割り当っているが、これはあくまでも目標値であって強制的ではない。スウェーデンでは、形式は同様であるが、数値目標は50%である。この高い数値は、恐らく、1970年代のフェミニズム運動の最中にフェミニスト団体による女性政党作り³⁶に対して危機感を抱いた既成政党による妥協の産物かと思われる。ドイツでも、フェミニストの要求で³⁷、1988年に社会民主党によって目標値として立候補者の40%を女性に割り当てる制度が導入されたが、緑の党は50%を強制的に課している³⁸。デンマークでは、社会民主党と社会大衆党が40%の割当制を採用したが、社会党と共産党は25%のみの割り当てである。アイルランドは、社会民主党と大衆同盟がそれぞれ40%の数値目標を掲げている。この他に、アメリカ合衆国でも、民主党は50%，共和党は33%の割当制を導入しているが、義務的ではない。カナ

ダでは新生民主党が50%を指示している³⁹。このような潮流の中で、イタリアでは1993年に、ベルギーでは1994年に国会における最低限の女性議席数を保証するための法律が採択された。イタリアでは、選挙法によって比例代表制による議席の4分の1を、男性と女性が同数の候補者からなるリストから選ぶように定められた⁴⁰。また、ベルギーでは、国会、地方議会、あるいはヨーロッパ議会を問わず、あらゆる選挙の立候補者名簿において同一の性の人数が3分の2を越えてはならないことを法律で規定した。その結果、同年に行われた選挙では女性立候補者の数は全体の3分の1だったが、実際に選出された女性の数はわずか20%に過ぎなかった⁴¹。恐らくこれは、制度だけが先行して、民意そのものが十分に高まっていたものと推定される。また、ヨーロッパの全体的な男女平等の動きを受けて、1995年にはスイスで連邦の民間組織によって、正式な手続きに則って女性が連邦部局のあらゆる役職に就けるようにと憲法改正の草案作りが試みられたが、この改正案が議会に上程される見通しは残念ながら今のところない⁴²。1996年にはスペインで、ヨーロッパ諸国の影響を受けて、スペイン大衆党が多くの女性を立候補者名簿に載せたところ、かなりの女性議員が誕生した。これは議会全体にとってもかつてないほどの女性議員増につながった⁴³。また、イギリスでは、労働党が国會議員選挙にあたって党内に対立候補がない場合や新しい候補によって補充しなければならない選挙区に限っては候補者の半数を女性に当てるという方針を示した。ところが、1996年1月に北部の都市リーズの裁判所は、これに対して違法であるという判決を下した。それでも、労働党はこの方針を変えずに全国の659の選挙区

で159の女性候補者を立てた結果、102名が選出されるという結果につながった。これは当選の全女性議員120名のうちの6分の5にも相当し、これによつてイギリスの女性議員数の比率は9.5%から18.2%と飛躍的に伸びたのである⁴⁴。

以上のように、ヨーロッパの多くの国々では議会における男女平等を目指して、女性をある一定数議会に送り込むために割当制度が採用されている。その結果、表1で示した女性議員数となって現れているのである。しかしながら、女性議員を増やすためには割当制度だけでは十分ではないだろう。選挙制度自体も大いに関連がある。というのは、女性議員が多い北欧諸国やオランダ、ドイツ、ベルギー、そしてイタリアでも、比例代表制を採用しているからだ。その反対に、民主主義の先例ともなったイギリス、フランス、アメリカ合衆国では、一部の政党で女性の立候補者に割当制度を導入しているが、残念ながら単記投票による選挙制度を採用しているために⁴⁵、女性議員数の比率では世界的にも低位置にとどまつていて、選挙制度を変えない限り、「女嫌いの政界」⁴⁶は続くことになるのである。もちろん、フランスでも1996年に前共和国連合総裁で国民議會議長でもあったフィリップ・セギャンによって国会議員選挙に比例代表制を取り入れる提案がなされたが、この新たな選挙制度は極右政党に有利になると皆から反対された経緯がある⁴⁷。フランスは現在女性の民主的な政治参加に向けて、議員候補割当制と選挙制度そのものの見直しを迫られているのである。

フランス女性と政治参加

5. むすび

このような政治における男女平等と女性の積極的な政治参加を推進するヨーロッパの政治の流れの中で、53%の女性票¹をよりよく活かすためにフランスはいったいどのような選択をしようとしているのだろうか。

フランスはすでに述べたようなヨーロッパの政治の潮流に対してまったく無関心であったわけではないし、女性候補者の割当制度の導入を拒否したわけでもなかった。というのも、ジスカール＝デスタン中道右派政権下の1979年に、人口9000人以上の地方自治体において、議会へもっと多くの女性の参画を促すために、選挙法を改正して、同性の候補者は全体の80%を越えてはならない、つまり女性候補者には少なくとも20%を割り当てるなどを規定した法案の作成が試みられた。ところが、政府の行政、立法の諮問機関である国務院は、このような法案は選挙者の自由を阻止するものであり、またさまざまな社会構成員や国家経済から派生する要求に対して悪しき前例となる恐れがあるという理由で法案破棄を言い渡したのである²。この法案は結局廃案となってしまった。しかしながら、この破棄された法案は装いを新たにして、1982年のミッテラン社会党政権下で、今度は全立候補者の20%から25%を女性に割り当てるという法案で国民議会に提案され可決された。ところが、この法律が憲法評議会で合憲性かどうかの審査を受けたところ、憲法の特に第3条の国民の平等の原則に反するという審査結果が出されたのである³。しかしながら、すでに述べたように、1980年代のミッテラン政権下では女性閣僚がそれまで以上起用され、女性の社会進出も進んで、政治意識

も高まり、女性は自分たちの権利に対してより鋭敏になっていった。確かに、憲法評議会で女性議員立候補者に対する割当制は憲法違反として拒否されてしまったが、割当制に関する議論の下地は着実に醸成されていったと言えよう。

1992年11月に第一回ヨーロッパサミットが「女性と権限」というテーマで開催され、フランスもシモーヌ・ヴェイユとエディット・クレッソンによって憲章に署名がなされた。これを受けて、1993年1月には「男女同数原則」のための女性の組織網が立ち上げられた⁴。1993年11月には国民議会の議員数を男女同数にする法案の作成を要求する「577(国民議会議員総数から想を得て)の宣言書」が党派を越えた288人の男性と288人の女性によって署名されて、日刊紙の『ル・モンド』に大きな広告として出された⁵。これを受けて、社会党は1994年に行われたヨーロッパ議会議員選挙で、候補者リストの男女を同数にするという試みをなしめた。もちろん、1995年に行われたフランス大統領選挙でも時代の波を受けて立候補者の3人がこの「男女同数原則」の法案化を公約した⁶ほどである。このような政治の流れの中で「男女同数原則」を推進しようという主旨の団体が全国に72も組織された⁷。もちろん、これらの組織の活動は同年北京で開催された「第三回世界女性会議」の男女平等原則憲章の採択によって弾みがついたのは当然である。政党もこの流れを受けて、社会党は1997年の国民議会選挙で、全候補者の中で女性候補を30%にするという目標値を定めて（実際は25%になったが）、選挙を戦ったのである。最終的に当選した社会党女性議員は同党の議員総数の17%でしかなかったが、それでも、すでに述べたように、国民議会の女性議員総数の比率が10%の壁を突破

することに大いに貢献したのである。

この20年近くにわたり、他のヨーロッパ諸国が一般的に行っているある一定数の女性候補への割当に対して、常に障害となっていたのが法の前の平等を唱った憲法であるのは皮肉ではあるが、ジョスパン内閣は男女同数の代表を議会で選出する主旨の「男女同数原則」を憲法に盛り込むように提案して、1999年ついに憲法改正がなされた。この結果を受けて、国民議会と元老院で法の作成に向けて長い議論が戦わされた。そして、その結果、2000年6月6日ついに法が公布された。もちろん、この法案には多くの反対論者がいたことは事実である。憲法学者、歴史家、哲学者と各分野の権威が反対の表明をした。そして、政界の反応はというと、社会党内閣が提案した法案ということで反対する社会党議員はほとんどいなかったが、右派はもちろん消極的で、共和国連合の女性総裁のアリオニマリーは、女性が政治の世界に進出するのは、自然の流れに任せるべきで、法によって規制すべきではないという考えを主張した。もちろん、彼女の意見に同調する右派の政治家は多く、1997年に行われた国会議員に対して行われたアンケートによると、右派の政治家たちは一般的に男女を問わず60%以上が反対との結果が出ていた⁸。これに対して、同様の主旨を尋ねた世論調査の結果では、一般市民は政治家よりも時代の先を読みとっていて、「男女同数原則」に対しては比較的好意的に受けとめて80%が賛成との意見を表明していた⁹。

以上のように、フランスは今まで男女平等がいちばん遅れていた政治の世界への女性進出を促す法案作りをやっと果たした。もちろん、これによって真の男女平等が実現するにはほど遠いだろう。

スウェーデンの例が示すように、確かに議員の半数が女性であっても、社会全域にわたって男女平等が実現されているとは決して思われない。それに、政治の世界は単に社会の一側面でしかなく、女性議員の数で女性の社会的な地位を測るということがいかに安易な方法であるかはすでに述べた通りである。眞の男女平等、男女同数原則というのは、単に政界だけではなく、これからは教育、労働、家庭生活などあらゆる場で実現するように努力がなされなければならないだろう。

フランス女性と政治参加

別表
フランス女性史

教育

- 1808 リセ内部への女子の立ち入り禁止
- 1836 女子初等教育制度設立
- 1838 初の女子師範学校設立
- 1850 ファルー法で人口800人以上の市町村に女子小学校の設立を規定
- 1861 ジュリー・ドービエ独学でバカロレアに合格
- 1862 エリザ・ルモニエ非宗教的公立女子職業学校を設立
- 1867 デュリュイ法で公立女子中等クラスの設置を規定
- 1879 ポール・ペール法で女子師範学校設立を規定
- 1880 カミュー・セー法で非宗教的女子中等教育制度設立を規定（ただし、ラテン語、ギリシャ語、哲学を除く特別カリキュラム）
- 1881 セーヴル高等師範学校設立
プランシュ・エドワーズ医学部実習医試験に合格、これに反対する男子学生が彼女の肖像画をサン・ミッシェル通りで焼く
フェリー法により公立小学校の授業料無料化
- 1882 フェリー法で小学校の義務教育化と非宗教的カリキュラムを規定
- 1884 女性科学者クレマンス・ロワイエがソルボンヌで講義担当
- 1900 美術学校への女子学生入学許可
ジャンヌ・ショーヴァン女性弁護士第一号となる
- 1903 マリー・キュリー放射能発見によりノーベル物理学賞受賞
- 1912 カシャン職業教育高等師範学校共学化
- 1919 女子バカロレア制度設立
- 1924 男子と女子の教育カリキュラム共通化
男子バカロレアと女子バカロレアの統一
- 1930 パリ中央工芸学校に初の女子学生入学
- 1937 女子に対するラテン語、ギリシャ語、哲学の授業実施
- 1938 夫の許諾なしで既婚女性の大学登録が可能と

なる（既婚女性の法的無能力の項目廃止に伴う）

- 1942 国立高等農業学校共学化
- 1945 国立行政学院共学化
- 1959 中等教育共学化の漸進的実施
- 1972 理工科学校共学化で、8人の女子学生入学、うちアンヌ・ショピネ主席入学
- 1978 航空学校共学化
- 1989 教育基本法で教育における共学と男女平等を再確認

家庭

- 1791 女性の相続権からの排除を廃止
- 1804 民法典で既婚女性の法的無能力を規定
- 1810 刑法典は妻の姦通を犯罪と規定するが、夫の姦通に関しては、自宅で繰り返し行われた場合に限り、罰金刑に相当すると規定
- 1816 離婚の禁止
- 1884 ナケ法で離婚復活
- 1907 既婚女性の給与自由処分を法定化
- 1912 状況次第で父子関係の検索（日本の認知の訴えに相当）を認可
- 1920 夫の許諾なしで既婚女性の労働組合加入が自由化
- 1926 母の日設立
- 1927 外国人と結婚したフランス女性のフランス国籍維持を認可
- 1938 結婚制度改革により、既婚女性の法的無能力の項目が廃止され、理論上は女性の銀行口座の開設が可能となるが、実施にはいたらず
- 1941 結婚3年以内の夫婦の離婚禁止
母の日を公的に祝賀
- 1942 妻を家庭管理における夫の補佐と規定
- 1950 法律で母の日制定
- 1960 未婚の母の家族手帳所有（結婚後、役所から配布）を認可
- 1965 夫の許諾なしで既婚女性の職業活動が自由化
- 1970 親権の男女平等化、これにより父親は家長の地位を喪失
- 1972 嫡子と庶子の権利の平等化

調査と研究 第32巻

- | | |
|---|---|
| <p>1973 子どもは嫡子、庶子を問わず、父親同様に母親の国籍の継承が可能となる</p> <p>1975 協議離婚制度設立</p> <p>1985 財産と子どもの管理における夫婦の平等化</p> <p>1987 離婚家庭や内縁関係の夫婦における親権の男女平等化</p> <p>1988 45才以上で子ども3人を持つ母親の健康保険の生涯無料化</p> <p>1990 子どもの権利に関する国連憲章改革</p> <p>1993 子ども3人を持つ母親の健康保険無料化の年齢制限廃止
嫡子・庶子を問わず、また両親の状況（結婚、内縁関係、離婚）の如何を問わず、子どもに対する親権行使の原則の男女平等化</p> | <p>1945 「女性の給与」の概念削除、「同一労働、同一賃金」のフランス法への記載</p> <p>1946 公共機関での女性労働は表向き全面解禁となるが、「職務上の理由」により一部の職務への女性の就任を通達により制限（制限は1975年に解消）</p> <p>1965 結婚制度改革で既婚女性の労働完全自由化、必要な場合は失業手当の受給が可能となる
女性労働研究問題関連委員会設立</p> <p>1967 行政機関管理職への女性の内密裏の登用</p> <p>1970 女性に対する有給研修制度の確立</p> <p>1971 産休間の給与90%を補償
国家負担で母親の有給研修への参加が可能となる</p> <p>1972-1973 法律上は男女同一賃金</p> <p>1975 一部の例外を除き、法律で公務での男女平等を規定</p> <p>1975-1976 女性は経済危機により打撃を被るが、同時に仕事の獲得が容易となる</p> <p>1977 単一収入家族手当の廃止</p> <p>1982 職人や商人の妻は社会保障受給のため、労働協力者、賃金労働者、共同事業者の三つの身分規定から一つを選択することが可能となる</p> <p>1983 法律で労働における男女平等を規定</p> <p>1984 男女を問わず賃金労働者の親のいずれも育児休暇の獲得が可能となる</p> <p>1986 職業、職階、職務用語の女性名詞化を通達で奨励</p> <p>1987 女性の夜間労働禁止制限の柔軟化と、女性労働に対する特別措置の廃止</p> <p>1992 法律により、性にまつわる権力乱用、あるいは仕事関係上の性にまつわる権力乱用（セクシュアル・ハラスメント）を処罰
フランスは女性の夜間労働禁止を規定する第89条項の破棄を通告</p> |
| 労働 | |
| <p>1848 エリザ・ルモニエが女性のために初の縫製工房設立</p> <p>1874 女性の鉱山労働禁止</p> <p>1885 女性の国家関係部局でのタイプライターとしての勤務が可能となる</p> <p>1892 夜間労働禁止、週休と1日11時間労働を制定</p> <p>1900 女性と子どもに対しては1日10時間労働を規定</p> <p>1901 女性の労働評議会選挙への参加を許可</p> <p>1907 既婚女性の給与自由処分の法定化</p> <p>1909 産休8週間（無給）</p> <p>1910 女性教員が2ヶ月の有給出産休暇を取得</p> <p>1920 夫の許諾なしで既婚女性の労働組合参加が自由化</p> <p>1927 (政令により)中等教育教員給与の男女平等化</p> <p>1928 2ヶ月の有給出産休暇が全公務員に拡大</p> <p>1931 いくつかの省庁が採用試験への女性の受験を禁止</p> <p>1934 労働大臣が既婚女性の労働に反対を表明</p> <p>1936 省庁での女性労働禁止の措置</p> <p>1938 家庭婦人に対する特別手当制度設立</p> <p>1940 既婚女性の公務員採用の制限、あるいは禁止</p> <p>1942 夫の解雇を誘発せずという条件で既婚女性の労働を自由化</p> | |
| 政治的権利 | |
| <p>1793 普通選挙制度設立
女性の市民権剥奪
フランス共和国憲法制定は実施されず</p> | |

フランス女性と政治参加

1795 女性を政治生活から排斥

1848 第二共和制発足
普通選挙制度復活
女性の参政権剥奪、オランダ・ロドリーグの憲法草案だけが両性の参政権を想定

1849 ジャンヌ・ドゥロワン国民議会選挙に立候補を試みる

1875 憲法が女性の参政権剥奪を追認

1876 ユーベルティース・オークレールが最初の女性参政権論者団体「女性の権利」(1883年に「女性参政権」となる)を結成

1881 ユーベルティース・オークレール主宰で女性参政権論者の週刊誌「女性市民」発刊

1909 フランス女性参政権連合結成

1914 参政権希望か否かについて女性を調査、50万人以上から賛成的回答

1916 「死者の投票」、戦争未亡人と戦死者の母親への投票権付与をパレスが提案

1919 下院は全員参政権に賛成表明、元老院は拒否の報告

1920 J. ゲッドが市民権、参政権の男女平等の法案提出を提案

1922 元老院は拒否、国民議会は戦争未亡人に投票させる案を作成

1925 マルト・ブレー女性参政権のためにフランスを一周
共産党の立候補者が複数当選を果たす
ヴァリオ夫人マラコフ市会議員に当選
国民議会が市町村議会選挙への女性参政権に賛成表明

1934 ルイーズ・ヴェッスの女性参政権運動

1935 女性参政権運動が市町村議会選挙のため多数の市町村と共に「平行」投票を組織

1936 国民議会が参政権の男女平等を表明
プランシュヴィック夫人、ラコール夫人、ジョリオ＝キュリー夫人の三人を政務次官に任命

1944 ドウ・ゴール将軍署名の4月21日の政令により、女性は男性と同じ条件で選挙人かつ被選挙資格者となる

1945 女性は4月の市町村議会選挙、次いで10月の憲

法制定議会選挙で初の投票

1947 ジエルメーヌ・ポワンソ＝シャビュイが初の女性大臣に任命される

1982 立候補者名簿への女性候補者割当制導入の法案が提出されるが、憲法評議会により棄却

避妊、堕胎、女性に対する暴力

1810 刑法典は墮胎を執行、帮助した者、あるいは受けた者に対して懲役刑を課すが、医者や薬剤師に対しては強制労働の刑を宣告

1889 ポール・ロバンがパリに避妊情報提供や避妊用具販売を目的とする初のセンターを開設

1920 避妊や墮胎の禁止、違反者は重罪裁判所送りの重罪に相当
避妊・墮胎の宣伝活動禁止

1923 避妊器具の輸入禁止

1935 ジャン・ダルサス博士がシューレンヌに初の「産児制限」診療所開設

1939 家族法典制定
「墮胎業の女」狩り捜査班の設立
墮胎に対する弾圧の強化

1941 境胎に参加したと嫌疑をかけられた者の国事裁判所への召還が可能となる

1942 境胎は国事犯として死刑に相当

1943 「墮胎業の女」の死刑執行

1955 治療を目的とする流産を許可
アメリカ合衆国のグレゴリー・ピンクス博士「経口避妊薬」を開発

1956 「幸福な出産」設立、1960年にフランス家族計画運動となる

1967 スーヴィルト法で避妊を許可（行政命令は1972年）、しかし宣伝は医学専門誌以外では禁止

1972 家族計画センターと情報機関の設立

1973 性情報、家族計画、家庭教育に関する高等審議会設立
中学校、高等学校で性教育実施

1974 避妊薬は健康保険から払い戻しとなるが、未成年者と健康保険未加入者については匿名かつ無料で家族計画センターで配布

調査と研究 第32巻

	中絶賛成のためフェミニスト大動員
1975	ヴェイユ法で妊娠中絶合法化 クリシーに家庭内暴力を受けた女性の避難所 「フローラ・トリスタン」設立
1979	妊娠中絶法案最終採択
1982	妊娠中絶の健康保険による払い戻し
1983	女性に対するあらゆる形態の差別排除に関する協定をフランスは批准する
1990	医療施設での妊娠中絶剤 RU486 の使用許可 家庭内暴力反対団体は法廷で私訴当事者の証人となることが可能となる
1991	避妊薬やコンドームに関する広告が付帯条件付きで許可
1992	法律により職場関係のセクシュアル・ハラスメントを処罰 家庭内暴力を犯した夫や内縁関係の夫に対する刑罰の加重
1993	自己中絶者の処罰対象からの除外 妊娠中絶妨害犯に対する罰則の規定

註

はじめに

1. 本論は、1998年に長崎県立大学国際文化経済研究所から補助金を受けて、同年7月にパリで第一回目の資料収集と調査を行い、それに加えて、1999年9月から2000年3月まで文部省と長崎県からの補助を受けてパリで国外研修した際に資料を収集し、研究した結果である。資料収集に関しては、主にこの5年間にフランス女性に関して出版されたフランス国立統計経済研究所 INSEE (Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques)、フランス労働・連帯省の女性の権利局 (Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des Droits des Femmes)、フランス政府、國務院(政府の行政・立法の諮問機関および最高行政裁判所)、元老院、国民議会、またヨーロッパ議会といった公的機関から刊行された以下に述べる資料を集めることができた。ここに長崎県立大学国際文化経済研究所ならびに文部省、長崎県に対して感謝の意を述べたい。これらの資料は今後フランス女性に関する研究に役立てて行きたい。

—AUBIN, Claire, GISSEROT, Hélène, *Les femmes en France: 1985-1995*, Rapport établi par la France en vue de la quatrième

- Conférence mondiale sur les femmes, Paris, La Documentation Française, 1994.
- CATALAT, Nicole, *L'avenir des femmes en Europe*, Rapport d'informations déposé à l'Assemblée Nationale, N°2408, Pairs, 1995.
- CONSEIL D'ETAT, *Rapport public 1996, Sur le principe d'égalité*, Etudes et Documents N°48, Paris, La Documentation Française, 1997.
- DRESSEN, Christiane (dir.), *Féminin santé*, Comité Français d'Education pour la Santé, Paris, CFES, 1998.
- EUROSTAT, *Les femmes et les hommes dans l'Union européenne*, Portrait statistique, Luxembourg, Office des publications officielles des Communautés Européennes, 1995.
- FRISQUE, Cérolène, *L'objet femme*, Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des Droits des Femmes, Paris, La Documentation Française, 1997.
- GENISSON, Catherine, *Femmes - Hommes, Quelle égalité professionnelle?*, Rapport au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, 1999.
- INSEE, *Données Sociales, La Société Française*, Paris, 1999.
- INSEE, *Les Femmes, Portrait Social*, Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des Droits des Femmes, Paris, 1995.
- INSEE, *France, Portrait Social 1997-1998*, Paris, 1998.
- INSEE, *France, Portrait Social 1999-2000*, Paris, 1999.
- MAJNONI D'INTIGNANO, Béatrice, *Egalité entre femmes et hommes: aspects économiques*, Rapport du Conseil d'Analyse Economique au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, 1999.
- MINISTÈRE DE L'EMPLOI ET DE LA SOLIDARITÉ, *Femmes, Pour une réelle égalité des chances et des droits*, Paris, La Documentation Française, 1999.
- MINISTERE DE L'EMPLOI ET DE LA SOLIDARITE, *Les Femmes, Situation, Evolution, Perspectives*, Paris, Service des Droits des Femmes, 1998.
- NONON, Jacqueline, *L'Europe, un atout, pour les femmes?*, *Problèmes politiques et sociaux*, Paris, La Documentation Française, 1998.

フランス女性と政治参加

- OLIN, Nelly, RICHERT, Philippe, *Les Femmes et la Vie Publique, Élément pour une réflexion*, Les rapports du Sénat, n°384, 1996-1997, Paris, 1997.
- RIGNAULT, Simone, RICHERT, Philippe, *La représentation des hommes et des femmes dans les livres scolaires*, Rapport au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, 1997.
- SENOTIER, Danièle, CATTANEO, Nathalie, *Sexes et sociétés, Répertoire de la recherche en France*, Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des droits des femmes, Paris, La Documentation Française, 1998.
- SILVERA, Rachel, *Le Salaire des femmes: toutes choses inégales, Les discriminations salariales en France et à l'étranger*, Ministère du Travail et des Affaires sociales, Service des Droits des Femmes, Paris, La Documentation Française, 1996.

上記のキャトリー・ジェニッソンの報告によれば、女性に関する詳細な調査や統計資料はフランスではまだ少ないという。また、女性の地位向上を目指して成立したオールー法やルーディ法は企業に対して女性労働者に関する詳細な年次報告を課しているが、これらの法律には罰則規定がないためにあまり拘束力を持っていないという。従って、年次報告書を提出しない企業も多く、また年次報告書を提出したとしても、おざなりの簡単な数字を羅列した報告にとどめている企業も多くあることから見ても、女性の地位向上に対する企業側の積極姿勢が感じられないことをジェニッソンは指摘している (*Femmes - Hommes, Quelle égalité professionnelle?*, op. cit., pp. 23-24)。そうとは言え、上記にあげた資料すべてが政府関係や国会関係の正式報告書であり、題名から見ても分かるように、女性の現状に関する報告内容はかなり厳しく、施策のために忌憚のない意見が述べられていることを考えれば、フランス行政機関の女性の地位向上に対する積極的姿勢がうかがい知れる。また同様に、上記の *Sexes et sociétés, Répertoire de la recherche en France* は女性と社会との関係を研究する研究者たちの一覧表であるが(フランスではアメリカや日本などのようにいわゆる女性学という独立した学問分野は存在せず、フランスの女性問題関係の研究は、上述のごとく、社会学、歴史学、教育史、心理学、精神分析などの分野の研究者が主体となっている), 研究の成果を普及しようという意欲や熱意が公的機関側と研究者側の双方に感じられる。また、*Ressources*

documentaires femmes, Répertoire des centres de ressources documentaires femmes dans les pays francophones, は、単にフランスだけでなく、ヨーロッパやアメリカ、あるいはアフリカのフランス語圏諸国の女性問題に関するセンターや資料収集場所を詳細に紹介している。さて、こうしたフランスやヨーロッパの状況から我が国に目を移してみれば、確かに近年日本各地に女性センターが盛んに開設されているが、フランスのように公的資料が果たして我が国で発行されているだろうか。こと女性の地位の向上に関しては、我が国の施策は先進諸国に追随することがあまりにも多いようだ。そのため、先進国にまねて男女雇用機会均等法などといった法律ができたとしても、法の施行のための意識さえも十分ではなく、女性が置かれた労働環境も法の施行前と後でもそれほど変わらないように思われる。場合によっては法の施行後に状況は悪くなつたという意見さえある。というのも、日本人自体まだ男女の役割分担の意識が非常に根強く、夜遅くまで働く男性に合わせて女性が働くことが要求されるために、男性なみに働くことが可能なのはほんの一握りの女性に限定されるからである。従って、家事労働の大部分を負担しなければならない女性が男性並に働くことは多くの場合不可能となる。それにまた、男女雇用機会均等法はできたとしても、この法律自体に罰則条項が十分に設けられていないために、経営者側も罰されることなく、法施行への積極姿勢にも欠け、また当局側にも指導しようという意欲が感じられない。のために、女性、中でも特に子育て世代の女性が安心して働くことができる環境がまだ十分には整っていないのが実状である。それにまた、現在の日本の労働形態を見ても、特に日本人男性は仕事一辺倒で、先進諸国に比べても労働時間数は異常であり、労働者保護という観点からも、このような日本人独特の労働形態や意識を大きく変える必要がある。いずれにせよ、日本人が真に男女平等社会を実現させたいと願うならば(こうしたことが真に望まれているとはどうてい思われないが)、男女役割分担にあまりにも拘泥した日本人男女の意識の大きな変革が望まれよう。そのためには、公的機関に先導的役割を演じてもらいたい。

2. 彼の経歴が物語るように、彼の専門は哲学から出発して、次に民族学、文化人類学研究に移行し、最終的には社会学研究にたどり着いている(特に教育文化社会学)。そのため、彼の社会学研究は非常に学際的かつ先鋭的であり、従来の社会学の枠組みからはみ出しているせいか、彼の学問研究を批判した研究書 (Bernard Lahire (dir.), *Le*

travail sociologique de Pierre Bourdieu, Dettes et critiques, Paris, La Découverte, 1999) なども出版されている。これに対して、彼は従来型の社会学研究者の視野狭窄的研究を皮肉っている。また、自身も自分の研究が独創的であることは十分承知していて、彼の理論について質疑応答形式で分かりやすく説明した著書 (Pierre Bourdieu avec Loïc J. D. Wacquant, *Réponses, Pour une anthropologie réflexive*, Paris, Seuil, 1992) も出版している。

3. Pierre Bourdieu, *La domination masculine*, Paris, Seuil, 1998. この『男性優位(男性による女性支配)』は自らが主宰する1990年の社会学論集 (“La domination masculine”, in *Actes de la recherche en sciences sociales*, n°84, 1990, pp. 2 -31) で最初に発表したものに加筆、訂正を加えたものである。いずれにしろ、ブルデューほどの社会学者が女性問題について研究書を著したということで、この著作はフランスではシモーヌ・ドゥ・ボーヴォワールの『第二の性』の出版当時の評判に勝るとも劣らないほど賛否両論入り混じった大反響を呼んだようである。例えば、ブルデュー同様に社会学者で、おもに女性問題を扱っているフランソワ・ドゥ・サングリーはこのブルデューの男性優位の概念を「悲惨主義」と呼んでむしろ批判的に見ている (EPHESIA, *La place des femmes, Les enjeux de l'identité et de l'égalité au regard des sciences sociales*, Paris, La Découverte, 1995, p. 116)。また、女性問題を扱った理論誌の *La revue du MAGE, Travail, genre et société*, Paris, L'Harmattan, janvier 1999 では女性問題に関するさまざまな論文を掲載するとともに、女性問題の専門家であるミッシェル・ペロー、イヴ・サントメール、ビート・クレイス、マリー・デュリュニベラの各人がブルデューの著作について意見と疑問点を忌憚なく述べ、それに対してブルデューが丁寧に答えるという興味深い企画を載せている。

4. Pierre Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., p. 11 et suit. ブルデューはこの著書でアフリカ北部のカビリ一族社会における文化人類学者の調査を参考に論を進めていたが、アフリカの部族社会であろうと、欧米の文明社会であろうと、男性による女性支配の構造や原則は基本的に変わらない。部族社会では、男／女、雄／雌、あるいはもっと抽象的な男性的／女性的、高／低、大／小、硬／軟といったような二項対立の概念で構築、規定された厳格な慣習が日常生活の細事にいたるまで大きく支配している。これに対して、文明国ではこれほどの二項対立は見られないものの、巧妙

に画策された穏やかな男性による女性支配が見られるなどをブルデューは指摘している。

5. Ibid., p. 7.
6. Ibid.
7. Ibid. 「ドクサ」とは社会学用語で、「ある時代、ある社会の成員が自明なこととして受け入れている意見 (『小学館ロベル仏和大辞典』参照)」の意。ところが、問題となっている男性優位は社会の半数を構成する女性を男性の下位に置くという点で女性にとっては非常に不适当であるにもかかわらず、問題意識を持つ一部の女性とブルデューのようなごくわずかの男性を除いた大多数の人たち、もちろん大多数の女性たちから、あたかも当然のことであるかのごとく支持され、しかも、後ほど述べるように、女性の思考や行動形態にまで大きく影響を及ぼしているためにパラドックスなのである。
8. ブルデュー自身この後自分の著書名を具体的にあげながら長年の研究からこうした確信にいたった背景を述べている (*La domination masculine*, op. cit., p. 9)。なお、ブルデューは1970年代から「ハビトゥス(社会化を通して無意識的に獲得される知覚、発想、行為などを規定する構造 (『小学館ロベル仏和大辞典』参照))」について研究しているが、この男性による女性支配も彼の「ハビトゥス」理論の一つとしてフランスの社会学では理解されている (R. Bourdon, F. Bourricaud, *Dictionnaire critique de la Sociologie*, Art. “Domination”, Paris, PUF, 1994, p. 199)。彼の「ハビトゥス」理論に関しては次の文献を参照:Pierre Bourdieu, *Esquisse d'une théorie de la pratique*, Genève, Droz, 1972; *Le Sens pratique*, Paris, Les Editions de Minuit, 1980; *La distinction, Critique sociale du jugement*, Paris, Les Editions de Minuit, 1996; Pierre Bourdieu avec Loïc J.D. Wacquant, *Réponses, Pour une anthropologie réflexive*, op. cit.
9. アメリカのフェミニズムは女性解放運動を進めるにあたってイデオロギーとして法文に重点を置いて非常に政治的であった (Mariette Sineau, “Droit et démocratie”, in Georges Duby, Michèle Perrot, *Histoire des femmes* 5, Paris, Plon, 1992, p. 483)。これとは対照をなすように、フランスのフェミニズムは一部のフェミニストたちを除いて、長い間政治不信や法文の無視の態度にあった。例えば、ボーヴォワールは「選挙、それがいったい何を意味するのか私には分からない」 (Entretien avec Pierre Viansson-Ponté, *Le Monde* du 11 janvier 1978, cité par Mariette Sineau, “Droit et démocratie”, op. cit., p. 490) と

フランス女性と政治参加

さえ言っている。しかしながら、ボーヴォワールは法文は無視していたが、それと同時に女性蔑視的なフロイトの理論を援用した精神分析は否定していた(Catherine Rodgers, *Le Deuxième Sexe de Simone de Beauvoir, Un héritage admiré et contesté*, Paris, L'Harmattan, 1998, p. 313)。これに対して、精神分析を用いて独自のフェミニズム理論を構築しようとしたリュース・イリガライやマリア・クリステヴァのようなフェミニストたちもいて、フランスのフェミニズム運動にかなりの影響力を持っていた。イリガライの理論を分かりやすく言えば、母性や母の存在を中心に据えて、男性と女性はもともと異なる存在であるという立場に立っている。同性から生まれた女性は母をモデルに同一化をはかり、そこでは関係性が重要となってくる。これに対して、男性は異性である母から派生するために、自己同一化をはかるためのモデルがなく、常に反女性という立場から出発しなければならない。そのために男性は自然と同一する女性に比べるとより観念的であり、創造的であるとする。しかしながら、このような理論は女性を母性にだけ還元する危険性もあり、いかに男女平等の理論と結びつけていくかが問題となってくる。なお、イリガライのフェミニズム理論に関しては、以下の文献が参考となる：Luce Irigaray, *Speculum, De l'autre femme*, Paris, Les Editions de Minuit, 1974; "Femmes et hommes : Une identité relationnelle différente," in *La place des femmes*, op. cit., pp. 137-142; *Sexes et genres à travers les langues*, Paris, Grasset, 1990; *J'aime à toi*, Paris, Grasset, 1992; *Le temps de la différence*, Paris, Livre de poche, 1989; "Genres culturels et intellectuels", n°11 de la revue *Langages*, Paris, Larousse, septembre 1993. このイリガライと同様に母性や母を中心にはじめたフェミニズム理論として精神分析家のクリスチアヌ・オリヴィエの理論があげられる。オリヴィエの理論はイリガライとはまったく対立し、母は異性である男の子に対しては優しく、同性である女の子には厳しく接するために、この母と娘の関係が後々の男性と女性の関係、あるいは女性の対男性との行動や心理に反映されるとするものである。つまり、女の子は母によって十分に満たされなかつた愛情や保護を後々に男性に求めるために、女性にとっては恋愛が男性にとってよりもより重要性を持つというものである。この理論は実際に母と息子の複雑かつ断ちがたい関係を見れば、かなり納得がゆくように思われる。この母と息子の関係は、母とその夫との関係が悪ければ悪いほど、いっそう緊密になるように思われる。こ

のオリヴィエの理論の理解のためには以下の文献が参考となる：Christiane Olivier, *Les enfants de Jocaste, L'empreinte de la mère*, Paris, Denoël, 1989; *Filles d'Eve, Psychologie et sexualité féminines*, Paris, Denoël, 1990; *Les Fils d'Oreste, ou la question du père*, Paris, Flammarion, 1994.

10. Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., p. 123. 女性の肉体の表象について研究しているフランスの文化人類学者のブリュノ・ルモリーもブルデュー同様に男性であるための困難を語っている。彼がアメリカで研究した時に、アメリカでは特に女性学という学問分野はほとんど女性による女性に関する学問であるために、女性の対極にある男性が果たして女性について語ることができると何度も自問したと言う。しかしながら、結局のところ、西洋の文化人類学者が未開の土地の部族について研究したり、あるいはキリスト教徒がシャーマニズムについて研究するのと同様に、文化人類学的な分析研究のためには多少なりとも「他者」や「部外者」であった方がよいのではないかという結論に達したと述懐している。また彼は、女性学が女性の研究者に限られていることの危険性も指摘している。つまり、女性であることから自らの性を研究するのはよいとしても、排他的になってしまい、その内部からしか物が見えなくなってしまうのではないかという危険性である(Bruno Remaury, *Le beau sexe faible, Les images du corps féminin entre cosmétique et santé*, Paris, Grasset/ Le Monde, 2000, pp. 12-14)。この意見に筆者は賛成であり、次の注に述べていることとも関連がある。科学的な学問研究である限り、ブルデューも言うように、最大限の研究資料を収集した上で、客観的分析が必要である。
11. この『女性の歴史Ⅴ』に関する限り、執筆（監修）に参加しているたった一人の男性が、すでに述べたように、ジョルジュ・デュピーであるが、女性と男性の関係史を書くというこの本の意図からすれば、女性の観点だけで果たしてこうした両性の関係史を書こうという試みが可能なのかはなはだ疑問である。そのためか、執筆陣の中には部分的に非常に主観的で、客観性を欠いた論議をする人がなきにしもあらずといった印象を受ける。また、執筆陣が多いために、部分部分の主張に矛盾があることは否めず、論理的一貫性に欠けているようにも思われる。また、ブルデューの理論を援用すれば、女性の思考形態や物の見方自体がすでにいわば男性中心主義体制の影響を多少なりとも受けていることからも、このような男性中心主

- 義の思考形態を完全に払拭することはできないため、男性を執筆陣から排斥する必然性もあまりないようと思われる。そうとは言え、こうして70人にも及ぶ女性だけで全5巻の『女性の歴史』を完成させるほどヨーロッパには女性の研究者がいることに感嘆せざるをえない。付言すれば、クリスチーヌ・フォレを監修者とする『女性に関する政治と歴史百科事典』(Christine Fauré (dir.), *Encyclopédie politique et historique des femmes*, Paris, PUF, 1997)では執筆者に男性も加えている。
12. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", in *Encyclopédie politique et historique des femmes*, op. cit., p. 551. 本論や注ですでにフェミニズムやフェミニストという語を用いてきたが, *femina* というのはラテン語起源で「女性」を意味するが（フランス語で「女性」は同じようにラテン語起源で*Fa*ム）, 「フェミニスト」という用語は19世紀後半のフランスの女権獲得運動の高まりの中で、こうした運動家の女性たちに対して、『椿姫』を書いた作家のアレクサンドル・デュマ・フィスが1872年に初めて用いた新語であることはあまり知られていない。それまでは、フェミニストと言えば、これは「女性化した男性」に対して非常に限定して用いられていた生理学の専門用語であった。1872年のデュマの命名から10年後に、当時女性参政権運動の先駆者として知られているユーベルティーヌ・オークレールがこの語を採用したことにより、1890年代になるとフランスでは日用語として頻繁に使われるようになり、その後全ヨーロッパに急速に広がっていったのである。ただし、すでに述べたように、ドイツでは本来の医学用語との関わりから、この新語の導入には非常に抵抗があったようである。また、東ヨーロッパでも、「フェミニスト」は概して軽蔑的な意味を持っていた。フランスではこれらの新語を新聞やゴシップ専門記事が大いに書き立て、新語の普及にマスメディアが大きな役割を果たした。しかも、これらの新語の使用は単にマスメディアだけにとどまらず、アカデミズムの世界にも浸透していった。これらの新語を用いた論文も多く書かれ、1898年には伝統的なソルボンヌ大学でも、フランス革命史が専門のアルフォンス・オーラールによって、「1790年から1791年のフェミニズム」と題した講義まで開講された。しかしながら、彼は世の中の「フェミニズム」の軽薄な使用を批判し、もっと用語の使用には慎重であるべきだと警鐘を鳴らしている。こうした一連の事実から推論すると、「フェミニスト」や「フェミニズム（フランス語ではフェミニズム）」

という用語はフランスが発祥の地であり、後に述べるが、フランスにおける女性の権利獲得は実際のところ他のヨーロッパ諸国の中と比べると随分遅れをとってしまったが、フェミニズムの運動自体は早くから存在していたということが分かる。

13. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", op. cit., pp. 551 et 560. フェミニズムが思想運動として出現した時（1850年代から1880年代にかけて）からすでに、運動の主体は単に女性だけに限らず男性をも含めたものであったことをロシュフォールは指摘しているが、この指摘は当然のことのように思われる。また、後ほど詳しく述べるが、それまでにあった散発的な女権獲得運動を一つの大規模な思想運動としたのはジョン・スチュワート・ミルの『女性の従属』という著書であったことから考えてみても、フェミニズムというのは多くのフェミニストたちが間違って主張するような女性による女性のための限られた運動ではなく、それを直接的にも間接的にも支持した男性思想家たちの思想的影響があったことを見逃してはならないだろう。また、時には女性作家たち以上に女性の能力を認識する男性思想家たちもいたことを認めなければならない。例えば17世紀末のフランスでは、デカルト主義者で宗教家のプーラン・ドゥ・ラ・バールが『男女平等論』や『男性優位論』を著している。プーラン・ドゥ・ラ・バールは、アンリ・ピエロンが「早く生まれすぎた」と形容するほど、その考えは現在から見ても時代を越えた価値がある。このような男性思想家たちが存在したことや、彼らの思想がフェミニズムに与えた影響を過小評価すべきではないだろう。なお、プーラン・ドゥ・ラ・バールに関しては次の文献を参照：Henri Piéron, "De l'influence sociale des principes cartésiens. Un précurseur inconnu du féminisme et de la Révolution: Poullain de la Barre", in *Revue de synthèse historique*, Paris, 1902; Maité Albistur et Daniel Armogatthe, *Histoire du féminisme français du Moyen Age à nos jours*, Paris, Editions des Femmes, 1977, pp. 157-172; Paul Hoffmann, *La Femme dans la pensée des Lumières*, Paris, Ophrys, 1977; Geneviève Fraisse, *Les femmes et leur histoire*, Paris, Gallimard, 1998, pp. 37-64. 結局の所、女性の地位の向上や、性差別解消のために男性思想家が果たした貢献や役割を過小評価をしたところで、それまで行われた女性運動の価値や女性の能力が高まるわけではないだろう。また、女性たちの権利要求を受けて、それを法文化したり、施行した女性の権利を認め

フランス女性と政治参加

る男性政治家がいたことも忘れてはならないだろう。それにまた、すでに述べたように、女性が女性の敵となることも意外に多く、フェミニズム運動に対してはいつの時代にも非常に抵抗を示した女性たちが多数いたことや、現在でもまだフェミニズムをあまり好ましく思っていない女性たちが多くいることも見逃せない事実である。この点についてはロシュフォールも同じ意見を持っている。女性解放とは、決して男性を敵と思うことではなく、女性自身も囚われている男性優位の価値体系や原則から女性を解放することである。しかしながら、女性を解放することによって、男性優位の価値体系に囚われてある種自縛自縛に陥っている男性自身をも解放することができるのではないかと思われる。例えば、1997年に行われたある調査によれば、63%の父親はこれまでよりも仕事量を減らしてもっと子どもの面倒をみたいと思っているそうである。これなどは、従来の「男は仕事、女は家庭」という古い概念にあまりにも囚われ過ぎて人間阻害に陥っている男性の本音でもあろう。従って、女性解放とは男性をも含めたもっと人間らしいゆとりのある生活と人間個人のあり方を求める人間解放でなければならないだろう。

14. Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., p. 7. この「象徴的暴力」という表現は、『女の歴史』の中でブルデュー同様に社会学者であるローズ＝マリー・ラグラーヴによって引用されている (Rose-Marie Lagrave, "Une émancipation sous tutelle, Education et travail des femmes au XX^e siècle", in *l'Histoire des femmes V*, op. cit., p. 450)。

15. Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., p. 7. ラグラーヴはこの「男性の支配」という暴力」も同様に用いている (op. cit., p. 432)。

16. Virginia Woolf, *Trois guinées*, trad. V. Forrester, Paris, Editions des Femmes, 1977, p. 200, cité par Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., p. 8.

17. André Rauch, *Le premier sexe, Mutations et crise de l'identité masculine*, Paris, Hachette, 2000, p. 9.

18. この男性社会と女性社会というのは公私を問わず、男性の集まる場所と女性の集まる場所と解釈すればよいだろう。もちろん、これはそれぞれ階層ごとに異なっているために、社会階層が垂直軸で形成されているとすれば、男女の社会は水平軸構成となっていると言えるだろう。いざれにしろこの男女それぞれの社会の形成は性別役割分担に端を発していて、伝統的な社会においてはそれぞれの性別社会がほとんど交差することなく形成さ

れていた。現在では男女の役割分担の概念も意識も随分変わってはいるが、それでもなおこうした伝統的な男女の居場所は異なっているように思われる。例えば、今でもキャフェ（コーヒーは従て、主として酒類を飲む場所）はどちらかと言えばこの伝統的男性社会を継承していて、これに対してサロン・ドゥ・テ（紅茶やコーヒーとともにケーキ類を食する場所）は女性的社会を構成し、それぞれのミクロ社会が醸し出す雰囲気は微妙に異なっている。もちろん、今も昔も異性がこの性別区分的な社会の中に入していくことは可能であったし、今でも昔に比べれば異性に対して随分解放されたものになってはいるが、それでも昔は一時的なものか、招待を受けてのことであったし (Ibid., pp. 10-13)，現在でも異性が一人でこれらの社会に入っていくことにはある種の抵抗があるようと思われる。ロックはこうした男女別社会を「アパルトヘイト」と形容している (Ibid., p. 13)。

19. この点に関してブルデューは、教会、学校、国家などによる政治的影響力を強調している (Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., pp. 124-125)。しかしながら、この「再生産」理論のもとになった彼の著書『再生産』では、この研究が随分前になされたこともあるって、学校における性差別については残念ながら何の言及もなされていない。また、この学校における性差別の再生産については、教育社会学の中でも特に女子教育の専門家であるマリー・デュリュ＝ペラもブルデューの理論を援用している (Marie Duru-Bellat, *L'école des filles, Quelle formation pour quels rôles sociaux?*, Paris, L'Harmattan, 1997, p. 196)。ブルデューはこうした公的な場所での「再生産」しか述べていないが、家庭という内的要因も見逃がすことができないほど重要であるようと思われる。ラグラーヴも「家庭内行われる性差の社会化」という表現を用いてこの点を指摘している (Rose-Marie Lagrave, "Une émancipation sous tutelle, Education et travail des femmes au XX^e siècle", op. cit., p. 461)。これに対して、ドゥニーズ・ギヨームはその著書 (Denise Guillaume, *Le destin des femmes et l'école, Manuels d'histoire et société*, Préface de Genuviève Fraisse, Paris, L'Harmattan, 1999, p. 7) で、ブルデューと同じように、学校の歴史教科書や社会科教科書における男女の描写の中でなされる性差別の「再生産」について詳しく述べている。彼女は、こうした学校の教科書によって知らず知らずのうちに性差別の「再生産」がなされ、「ハビトゥス」が形成されていくとしている (Ibid., p. 12)。彼女はその著書の中でブルデュー

調査と研究 第32巻

- の名前は一度も出してはいないが、「再生産」や「ハイトウス」といったブルデュー独自の用語を使用していることから見ても、彼の理論を応用していることが分かる。彼女によると、こうした学校教育における性差別の再生産に関する研究はまだ少なく、フェミニズムが隆盛を迎えた70年代も終りになってようやく初めて学校の教科書の役割配分を問題にした>Annie·ドゥクルー=マッソンの研究『パパは読書で、ママはお裁縫』(Annie Decroux-Masson, *Papa lit et Maman coud*, Paris, Denoël-Gonthier, 1979 cité par Denise Guillaume, op. cit., p. 13)が出たという。そして、80年代になって本格的に研究が開始されたが、積極的な論調が出るのは90年代前半を待たなければならなかった(Deinse Guillaume, op., cit., p. 13)。こうした研究結果を受けて、当時の社会党政権が1982年から学校教科書における性差別表現の解消に乗り出したが、なかなか思うような結果を得ることはできなかったようである(Ibid, p. 15)。現社会党政権もこの学校教科書における性差別の現実を重視して、解消に乗り出したようである。そして、特別に委員会が設けられてこの件について詳細に調査され、報告書が数年前に首相に提出された(Simone Rignault, Philippe Richert, *La représentation des hommes et des femmes dans les livres scolaires*, Rapport au Premier ministre, Paris, La Documentation Française, 1997)。
20. Rose-Marie Lagrave, "Une émancipation sous tutelle, Education et travail des femmes au XX^e siècle", op. cit., p. 433.
21. 学校教員の女性化は労働市場における女性労働の偏りを強調するためにフェミニストを標榜するフランスの女性研究者たちによってよく指摘され、かつまた指弾されている。しかしながら、このように小学校や中学校における女性教員が教員総数の半数以上（小学校では多数）を占めるにもかかわらず、学校という公的な場における性差別がそれほど解消される傾向はないことはすでに指摘した通りである。女性問題は女性にしか分からないというような狭いフェミニスト的理論から言えば、女性教員が多いならば、彼女たちは性差別を男性教員以上に認識しているために、その考えを教育の場で活かすことができるはずであるし、またその結果子どもたちの性差別の意識は少しずつ解消されるはずである。ところが、性差別の現実は依然として存在している。つまり、このことは、女性教員によって学校という公の場で女性差別の再生産が行われていることを示すものと言えよう。しかしながら、この現実については筆者の知る限りにおいてフランスの女性研究者の誰一人として

指摘していないのは非常に残念であるし、論理の一貫性にも欠けるように思われる。

22. いわゆる「女らしさ」の概念は、家庭や学校における女子教育の中で、あるいはまた日常生活の中で、「女性のあるべき姿」として年上の女性から年下の女性に対してある種の伝統として継承されたり、往々にして一方的に押しつけられることが多い、特に日本においてはこの感は否めない。これはある意味で女性による女性差別の再生産であり、女性解放の観点から言えば、女性の敵が女性となっている一例である。時にはこの「女らしさ」の概念は思春期から20代にかけての若い女性の病理にまで関わってきている。この時期の女性の相当数が犠牲者となっている拒食症（フランスでは200万人と言われる）は、心理学の観点からこの伝統的な「女らしさ」と関係する病理であると解釈されている。こうした伝統的な女性のあり方や、生き方が現代女性をまだ抑圧しているにもかかわらず、女性自身がこうした女性差別をそれほど意識せずに、どちらかと言えば当然のこととして捉え、この規範から外れる女性をむしろ抑圧する傾向にあるというのは非常に残念なことである。このように、女性問題は単に男性対女性という二項対立だけでなく、女性対女性の対立も大いにありうることから見ても、女性問題というのは見かけよりもずっと複雑なのである。例えば、心理学者のペレナ・アビシェールによると、子どもたちは幼い頃から、この社会を規制する男性的表象や女性的表象を家庭や学校や周囲の環境の中で次第に学んでいくという。そして、女性が男性と同じことを行っても、同じ評価を受けることはないということを学び、それが例えば進学や職業の選択にも関係してくる。そのうえ、女性が男性のみの力や能力を発揮した場合には、彼女はもはや純粋な女性としては見られなくなるという(Verena Aebischer, "Représentations de soi, projets professionnels, goût et absence de goût pour les sciences chez les adolescents", in *La place des femmes*, op. cit., pp. 121-126)。アビシェールは詳細には語っていないが、こうした男性のみの力を発揮する女性は「男のなりそこないの女、男おんな」か「特別な女」として、同性から賞賛されるどころか、奇異な目で見られたり、疎んじられることが多いようである。従って、優れた能力を発揮しようとする女性は、男性たちに対しては男性の領域を犯すつもりはないという印象を与えながらも、その一方で自分は女性であると女性たちに語りかけることを忘れることなく、男女の双方の視線を意識して行動しなければならないことになる。これも女性による女性の排他の一例である。

フランス女性と政治参加

また、アフリカ女性のクリトリス切除は大部分が祖母や母といった近親女性によって伝統として当然行わなければならない一種の通過儀礼として実行されている。文化人類学者のギリアン・S・ギリソンはこの女性の性器切除は女性がその性的存在を自ら文化的な象徴にまで高めようとする積極的な行為であるとみなしているが (Gillian S. Gillison, "Femmes identiques, hommes identifiés: la construction sociale des sexes dans les Hautes Terres de Papousie-Nouvelle-Guinée", in *La place des femmes*, op. cit., pp. 129-136), 彼女の文化人類学的見地がいかなるものであれ、この残虐な実体を見れば分かるように、これも男性支配の原則の中に完全にはまった女性たちが、自分たちを抑圧しているはずの伝統に対して何の疑問さえも抱かずに積極的に参加し、しかも娘たちの心身を傷つける、愚かで野蛮な行為でしかない。

23. Nelly Kaplan, "Je vous salue, Maris", in *Histoire des femmes 5*, op. cit., p. 568. このテキストの原題は、フランス語でマリ(英語でマリア)も「夫」も発音が同じことから、キリスト教の祈りの文句「めでたし、マリア」をもじって、「めでたし、夫」となる。また、原文では女性である作家が同性を非難するのを避けようという意向からか、実際は女性は男性に、男性は女性に置き換えられているが、分かりやすいように訳した。
24. C. A. Mackinnon, *Feminism Unmodified, Discourses on Life and Law*, Cambridge (Mass.) et Londres, Harvard University Press, 1987, cité par Bourdieu, *La domination masculine*, op. cit., pp. 122-123.
25. Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, *Situations, Evolution, Perspectives*, Paris, Service des Droits des Femmes, op. cit., pp. 4-9.

1. フランスにおける女性議員数

1. 「人権」とは実際のところ「男性の権利」のみを意味していた。というのも、後に詳しく述べるが、英語と同様にフランス語でも「人間」も「男」も同じ語を用いるために、このような誤解や欺瞞が生じるのである。
2. Christine Pintat, "Les femmes dans les Parlements et dans les partis politiques en Europe et en Amérique du Nord", in *Encyclopédie politique et historique des femmes*, op. cit., pp. 822-823. ここであげた国会とは、国によってまちまちだが、主として日本では衆議院、フランスでは国民議会、アメリカ合衆国では下院に相当するものを指す。なお、フランスの国会は元老院と国民議会で成り立つ。

立つが、元老院は日本では参議院、アメリカ合衆国では上院に相当する。国民議会議員は各選挙区ごとに直接選挙で選ばれるが、元老院議員は、国民議会議員、県会議員、および市町村参事会の代表からなる選挙人団によって選出される。なお、この原文中で割合が順序通りではないものが2つほどあり、割合の多寡の順に従って順序を入れ替えた。また、40位以降については、比較的国々の規模が大きく知名度も高いものに限定して記した。また、原文中では一番最後の53番目にトルクメン共和国が、選挙年のみ記されて、議員数や女性議員数なども疑問符をつけられたままに出ていたため、この表1では省略した。財団法人市川房枝記念会が最近140ヶ国の国会と5つの国際議会機関が加盟する NGO の「列国議会同盟」のデータを基に女性議員比率を発表したが（毎日新聞2000年12月17日付）、この表の比率とは若干違ったものになっているので、以下に挙げておく。第1位スウェーデン42.7%，第2位デンマーク37.4%，第3位フィンランド36.5%で、以下ドイツ30.9%，カナダ19.9%，イギリス18.4%，アメリカ12.9%，イタリア11.1%，フランス10.9%，ロシア7.7%，日本7.5%である。表1に比べてイギリスやフランスがかなりの伸びを示していることが分かる。

3. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", in *Femmes en politique, Pouvoir 82*, Paris, Seuil, 1997, p. 56.
4. Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, *Femmes, Pour une réelle égalité des chances et des droits*, Echanges, N° 93, mars 1999, Paris, La Documentation Française, op. cit., p. 5.
5. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations", in Jacqueline Martin (dir.), *La Parité, Enjeux et mise en œuvre*, Toulouse, Presses Universitaires du Mirail, 1998, p. 65. 女性閣僚起用という点に関して言えば、これは1970年代の中道右派のジスカル・デスタン政権に始まる。シラク首相のもとに6人の女性閣僚が任命され、中でも特にシモーヌ・ヴェイユの厚生大臣任命は当時としては画期的な出来事であった。7年間の任期中、21人の女性閣僚が任命された。そして、1981年に大統領に就任した社会党のランソワ・ミッテランの第二期目においてこの傾向はさらに顕著になった。その中でも特に、非常に短命ではあったがフランス始まって以来初めて女性のエディット・クレッソンが首相に任命されたことは注目に値する。彼女は、首相になる以前にも、これもかつてないことであったが、農林大臣、通商大臣、産業大臣、ヨー

ロッパ問題担当大臣などの任務を経験している。もちろん、彼女は首相に任命されてから、単に女性ということで男性中心の政治の舞台で、男性首相が経験しないような性差別にまつわる経験をしたようである。フランスではこの20年間現在にいたるまで大統領が属する政党と首相が属する政党が異なるいわゆる左右の共存が続いているが、女性閣僚起用という点では政権が右派でも、左派でも、ほとんど変わることなく続いている。しかしながら、現リヨネル・ジョスパン政権下においてこの女性閣僚起用が最多を記録した。

6. 家庭において女性が受け持つ家事全般、子供の教育、病人の看護、あるいは夫の補佐という伝統的な性別役割分担の意識はいまだに根強く、女性の多くが社会に進出するようになった現在でもそれほど変わってはいない。そのために、女性の就業も、家庭で女性が担っている役割の延長線上にあると思われる教育、医療看護、秘書などといった分野に極端に偏っている。この性別役割分担の意識は女性が大臣職に起用される場合にも当然のことながら投影されていて、一般的に女性には教育、文化、厚生、環境などの大臣が割り当てられる。この傾向は、女性国會議員や女性大臣が他国に比べて非常に多いスウェーデンといえども否めない事実である。ともかく、この性別役割分担の意識が完全に払拭されなければ、まず第一に女子の中等、高等教育への進学の際の進路の選択が限られたものになり、もちろんその当然の帰結として、職業の選択肢の幅が限定的なものとなり、女性の社会進出が進んだとしても、女性の幅広い分野での活躍も期待できないことになる。

7. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations", op. cit., pp. 66-67. シノーによれば、1980年に行われた「あなたはどの大臣の職が、最も女性にふさわしいと思いますか」というテーマの世論調査で、厚生68%，教育66%，環境40%，文化35%，青少年・スポーツ35%という結果であったという。これに対して、ふさわしいと思われていないために低率であった分野は、法務23%，財務21%，内務11%，防衛9%，外務8%であった。このアンケートから10年たった1990年の同様の世論調査によると、もちろん1980年から省庁名が変化しているが、同じような傾向を示し、社会福祉62%，設備・住宅42%，教育40%などであった。

8. Dominique et Michèle Frémy, *Quid 2000*, Paris, Robert Lafont, 1999, p. 584.
9. この地方議会というのは、例えば九州地方の各県議会議員の代表を集めたようなもので、複数

の県にまたがる問題や公共事業などについて審議、担当する機関である。

10. Mariette Sineau, "Quel pouvoir politique pour les femmes?", *Etat des lieux et comparaisons européennes*, in Françoise Gaspard (dir.), *Les femmes dans la prise de décision en France et en Europe*, Paris, L'Harmattan, 1996, p. 93. シノーの調査によれば、ヨーロッパ連合諸国の県議会における女性議員の割合は次の通りである：スウェーデン47.6%，デンマーク31%，ドイツ28.9%，オーストリア19.6%，スペイン19%，ベルギー17.6%，フランス12.1%。イタリア11.4%，ポルトガル9.2%で、平均は24.9%である。また、市町村議会における女性議員の割合に関して言えば、フランスはヨーロッパ連合諸国の中で第6位を占め、割合は21.2%である。

11. *Quid 2000*, op. cit, p.584.

12. Ibid.

13. Ibid.

14. カトリーヌ・トロットマンは2001年3月に行なわれた地方選挙において、市長には選出されなかった。しかし、彼女の代りに選出されたのは、右派の40代の女性であった。

2. 女性の政治参加と歴史的背景

1. Voltaire, *Questions sur l'Encyclopédie*, ed. Moland, *Oeuvres complètes*, Paris, Garnier, 1880, vol. 19, p. 607, Art. "Loi salique".
2. Geneviève Fraisse, "La démocratie exclusive: un paradoxe français", in *Femme en Politique*, op. cit., p. 12.
3. Ibid., p. 10.
4. Ibid.
5. Ibid.
6. Jeannette Geffraud Rosso, *Montesquieu et la féminité*, Paris, Nizet/Pise, Goliardica, 1977, p. 7.
7. 人権宣言はフランス語で "La déclaration des droits de l'homme" であるが、すでに述べたように、フランス語でも英語と同様に「人間」も「男」も同じ語を用いるが、一般的に単数で l'homme と用いられる場合には抽象的な「人間」を表し、複数の les hommes の場合にはどちらかと言えば「女」 les femmes に対する「男」を表す。しかしながら、意味論的に単数と複数では若干異なるものの、男性が人間を意味するに対して、女性はあくまでも女性であり、少なくとも18世紀までは医学的には女性が男性と同様に人間であることに対して強い疑念さえ持たれていた(Paul Hoffmann, *La femme dans la pensée des Lumières*, op. cit.,

フランス女性と政治参加

参照。近代にいたるまで女性は人間性を否定された存在であったということをホフマンは明確に論証している)。いずれにしろ、フランス革命の人権宣言が言語的にも実質的にも「男権宣言 *La déclaration des droits des hommes*」であったのは間違いない事実である。

8. Geneviève Fraisse, "La démocratie exclusive: un paradoxe français", op. cit., p. 8.

9. Ibid.

10. ルソーを初めとして、フランス革命に大きな影響を与えた18世紀フランスの啓蒙思想家たちの女性観は複雑である。平民出身のルソーは人間（男性？）の間に存在する不平等は訴えたものの、彼の女性観は非常に保守的であった。彼は、女性は男性のために造られたものであり、男性へ従属するのは当然であるとして、女性の役割を家庭内の仕事や母性に限定し、女性の知的能力さえも否定していた。彼が唱えた女性の母性への回帰は多くの賛同を得たことは事実であるが（特に女性からの支持を得た）、これは女性を母性だけに閉じ込めてしまう危険な思想でもあった。これに対して、同じく平民出身のディドロの女性観はルソーよりもよりいっそう複雑である。彼は女性の肉体や性質に関して、当時の博物学者や医学者とほとんど同じ意見を持ち、女性の並外れた（性的）感覚に驚きを隠していない。しかしながら、彼は女性が置かれた隸属状態を哀れみを持って告発している。これらの市民階級出身の啓蒙思想家たちに対して、裕福なブルジョワ出身のヴォルテールは、時には女性の軽薄さを彼独特の風刺精神で揶揄しているものの、18世紀フランスの才女と言われるほど有能なデュ・シャトレ侯爵夫人と長い間愛人関係にあったと同時に、当代一流の才女たちとの交流によって、女性の知的能力を十分に認識し、特に女性の文化創造への貢献度を高く評価している。また、女性は自分自身で思考決定し行動すべきであると強く訴えている。女性は知的活動によって、自分を高めることができるとまで主張している。また、貴族出身のモンテスキューも当時の才女たちが開催していた文芸サロンの常連であり、ヴォルテールと同様に、女性の知的能力を評価すると同時に、女性が置かれている隸属状態を不当なものと見なしていた。旧体制下においては、もちろん数的には非常に限られてはいたものの、貴族や裕福なブルジョワ階級の女性たちは政治、外交、文化に直接的、間接的に関与していた。モンテスキューは「女性なしではすべてのことが運ばない」とまで皮肉混じりで語っている。こうした女性の自由で活発な行動も、ルソーの女性観に非常に影響を受けた革命派によって、革命後は制限されて

しまう。フランス革命は確かに男性を解放したが、女性をよりいっそうの隸属状態に後退させてしまったのはまぎれもない事実である (Yannick Pipa, *Les femmes, actrices de l'Histoire, France, 1789-1945*, Paris, SEDES, 1999, pp. 9-30)。

11. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", op. cit., p. 554; Maïté Bouyssy et Christine Fauré, "En 1848, à Paris", in *Encyclopédie politique et historique des femmes*, op. cit., p. 342.

12. Mariette Sineau, "Droit et démocratie", in *Histoire des femmes 5*, op. cit., pp. 472-480. ナポレオン民法典は法律のモデルとして賞賛され、ただ単にヨーロッパだけでなく、大西洋を越えて遠くケベックまで広く普及した。その反面、ナポレオン民法典をそのまま取り入れた国（ベルギー、ルクセンブルク、オランダ）やこれに影響されて民法典を作成したスペイン、ポルトガル、ケベックなどでは、この女性の政治的無能力という規定が後々までも影響し、これらの国々の女性の権利獲得は他のヨーロッパ諸国に比べて随分遅れてしまったのは事実である。ナポレオン民法典は女性に対してはその権利を剥奪した反面、フランスはこの民法典のおかげで、他のヨーロッパ諸国に先んじて1848年にはすでに男子普通選挙制度を樹立した国である。このような点を認識した法学者のシャルル・クリュは「『我が民法典』は、長い間、手本やモデルの役を果たしてきたが、今日では女性の権利という観点からすれば、非常に遅れている」(Charles Krug, *Le Féminisme et le droit civil français*, Paris, Pedone, 1899, p. 17, cité par Sineau, p. 478)と批判した。もちろん、このような意見をこの時代に持った法学者は非常に少なく、貴重な指摘である。

13. Alain Lipietz, "L'homme politique, loup pour la femme", in *La Parité, Enjeux et mise en œuvre*, op. cit., p. 56.

14. Maïté Bouyssy et Christine Fauré, "En 1848, à Paris", op. cit., pp. 351-352. この他にもジョルジュ・サンドによるナポレオン民法典批判と人々が囚われている偏見への攻撃は枚挙に暇がない。例えば彼女は次のようにも言っている。「女性はりっぱにかつ誠実に政治的権限を果たせないというのが女性の社会的身分なのである。女性は結婚によって、夫の後見を受け、夫に従属しているのである……」、「結婚しただけで取り上げられ、独身であればそのまま保持できるような女性の民事上の権利を女性に取り戻さなければならない。これは、わが民法の嫌悪すべき誤謬であり、これによって、実際女性は男性の貪欲な所有欲のもとに

- 置かれ、結婚によって永遠に未成年の状況に陥ってしまうのである。もし、女の子たちが民事上の権利を失う年齢になって、民法のほんの少しの概念さえあれば、大部分の女の子たちは決して結婚なんかしないと決めるだろうに。」彼女は19世紀の前半に女性参政権が話題になった時、政治的権利よりもまず民事的権利の獲得の方を優先させるべきであり、参政権は将来的な課題であるとした。また、彼女は当時認められていなかった女性の離婚請求の権利も強く要求していた。
15. ヨーロッパと北米諸国の女性の政治的能力と民事的能力の権利獲得年は次の通りである[()内は民事的能力の権利の獲得年]：フィンランド1906年(1919年)、ノルウェー1913年(1888年)、アイスランド1915年(1923年)、デンマーク1915年(1925年)、イギリス1918年(1882年)、オーストリア1918年(1811年)、アイルランド1918年(1957年)、ドイツ1918年(1896年)、オランダ1919年(1956年)、ルクセンブルク1919年(1972年)、アメリカ合衆国1920年(19世紀末～20世紀初)、カナダ1920年(19世紀末～20世紀初)、スウェーデン1919年(1920年)、スペイン1931年(1975年)、フランス1944年(1938年)イタリア1945年(1919年)、ベルギー1919年(1958年)、ギリシア1952年(無能力規程なし)、スイス1971年(1912年)、ポルトガル(1976年)1976年(Christine Pintat, "Les femmes dans les Parlements et dans les partis politiques en Europe et en Amerique du Nord", op. cit., pp. 820-821)。なお、アメリカ合衆国とカナダは州や地方によって権利の獲得年が異なる。
16. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Françaises et par les hommes politiques", op. cit., p. 63.
17. Janine Moussuz-Lavau, "L'évolution du vote des femmes", in *Femmes en politique*, op. cit., p. 35.
18. Ibid., p. 36. 例えば、1965年に行われた大統領選挙の第二回投票では、男性の51%が社会党のフランソワ・ミッテランに投票したのに対して、女性は39%しかミッテランに投票しなかったという世論調査の結果が出ている。この差は少しづつだが縮まってゆき、1974年の中道右派のジスカール＝デスタン対左派のミッテランが争った大統領選挙では、男性の53%がミッテランに投票したのに対して、女性は46%であった。ジスカール＝デスタンが勝利したのは、ある意味で、女性票をうまく獲得できたからだとも言えよう。いずれにせよ、選挙の鍵を握るのは女性票のようである。
19. Ibid., p. 35.
20. Ibid., p. 36.

21. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", op. cit., p. 45.
22. Ibid.
23. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", op. cit., p. 554; Maïté Bouyssy et Christine Fauré, "En 1848, à Paris", op. cit., p. 342. ブイッサーとフォレによると、1830年代のサン・シモン主義に影響を受けたデジレ・ゲーとウージェニー・ニボワイエによって刊行された『女性の政治』紙は結局二回発行されただけであったが、その冒頭には「自由、平等、友愛をすべての人に、すべての女性たち」というスローガンが掲げられていた。また、ロシュフォールによると、女性解放思想はユートピア的社会主義思想のおかげでそれ以前の女性思想に比べてより豊かにはなったと言うが、どれほどの影響があったかは明確ではない。
24. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", op. cit., p. 556.
25. Tj. Akkerman, "Féminisme et eurocentrisme, La mission de civilisation de John Stuart Mill", in *Marie-Claire Hooock-Demarle*(dir.), *Femme, Nations, Europe*, Paris, Publications de l'Université Paris 7 - Denis Diderot, 1995, pp. 236-237. アッカーマンによれば、一般的にジョン・スチュアート・ミルはベンサムから影響を受けたと考えられているが、本文中にも示したように、父親の『英領インド史』からよりいっそう影響を受けたと思われる。
26. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", op. cit., p. 553. ちなみに、このミルの著書は日本でも1878年に訳されている。これはスペインの1891年に比べてもかなり早く、明治時代の日本人の新しい西洋思想に対する憧憬がいかに強かったかが理解できる。
27. Tj. Akkerman, "Féminisme et eurocentrisme, La mission de civilisation de John Stuart Mill", op. cit., p. 236.
28. Florence Rochefort, "Du droit des femmes au féminisme en Europe 1860-1914", op. cit., pp. 553-557. フランスでは、1869年にレオン・リシェが「女性の権利」という名の新聞を創刊すると同時に、マリア・デレスムとともに女性の権利を擁護する団体を組織したが、「女性は自由と自主独立の権利を有する人間である」が彼らのスローガンであった。彼らは、民法典に記されている女性の劣性を改正すると同時に、民法典に女性の労働や男女の同一労働同一賃金の権利や父親の探索の権利（日本における嫡子に対する父親の認知）などを規定することを訴えた。時をほとんど同じくし

フランス女性と政治参加

て、スイスのジュネーブでは最初の国際婦人連盟が創設された。

29. Ibid., pp. 556-557. ロシュフォールによれば、この時代には労働組合運動も盛んになってきていたが、彼らは支配階級による労働階級の抑圧に対して非常に敏感に反応しながらも、女性が抑圧されているなどという考えは毛頭なかった。彼らは女性運動に対して嫌悪すらしていた。というのも、労働運動や労働組合の活動家たちの女性観はいたって伝統的なものであり、女性の居場所は家庭であって、労働の場ではなく、安い賃金で働く女性の労働市場への参入は彼らにとっては脅威でしかなかったからだ。現在にいたっても、労働組合の活動家たちは、ほんの一部を除いて、女性が抑圧された一種の階級を形成しているという考えはなく、のために賃金や失業率に男女差があつても、これを積極的に解消しようという姿勢はあまり見られない。また、現在でも一般的に職業別社会階層で分類した労働者階級の女性観は他の社会階層に比べると保守的で、彼らの妻たちは他の階層に比べると学歴も低く、いわゆる家庭の専業主婦である率が高い（後に述べるが、フランスの女性は学歴が高いほど職業を持っている率が高い）。さて、こうした状況の中で、フェミニストたちは、女性の権利の獲得という点で、それが女性労働者であっても、家庭の主婦であっても、あるいは学生であっても、目的は同じであり、共に戦うという姿勢を貫いていたが、女性労働者たちは、どちらかと言えば、フェミニストたちの男女平等の主張よりも、支配階級と抑圧された労働者階級といった労働組合運動家たちの主張にむしろ耳を傾けていた。従って、フランスでは女性労働者たちはフェミニズムの受容体ではなかったと言えよう。ただ、イギリスだけは異なっていて、女性参政権運動は女性労働者の間に支持団体を作るまでフェミニズムが普及していた（Ibid., pp. 561-562）。また、付言すれば、すでに述べたように、フランスではフェミニストたちは同性たちからかなりの抵抗を受けていたが、彼女たち自身、フランス人を構成する代表的階層や宗教に属しているとは必ずしも言えず、イギリス人やポーランド人といった外国人やユダヤ人を含んでいたし、宗教面でもフランスでは少数派のプロテスタントもかなりいて、こうしたことが平均的フランス女性たちから支持されなかつた理由の一つにもなったかと思われる。しかしながら、フランスプロテスタントのフェミニストたちはアングロサクソンやアメリカのプロテスタントのフェミニストたちは異なり、フェミニズムの非宗教化を目指していた（Ibid., p. 563）。また、作家や芸術家などといった当時のエ

リート女性たちは、その能力によって自己表現ができていたせいか、あるいはすでに知られていた自分の名を汚したくなかったか理由は定かではないが、彼女たちはこうした女性運動からはある一定の距離を置いていた。例えば、女性作家のコレットは母性と職業は両立しないことを明言していた。このように、いわゆるフェミニストと言われた女性たちは、政治家たちからもそれなりの信頼を受け、女性の権利の獲得のために大きな貢献をなしたが、当時彼女たちは社会的には周辺的存在でしかなかった（Ibid., p. 560）。

30. Ibid., p. 562. この世界女性会議は23回行われ、そのうちの20回がヨーロッパで開催されている。
31. Jean Rabaut, *Histoire des féminismes français*, Paris, Stock, 1978, p. 273.
32. Ibid., p. 285.

3. 女性の政治参加と文化的背景

1. Alain Lipietz, "L'homme politique, loup pour la femme", op. cit., p. 55.
2. Janine Mossuz-Lavau, "L'évolution du vote des femmes", op. cit., pp. 41-42.
3. Guy Michelat et Michel Simon, *Classe, Religion et Comportement politique*, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques/Les Editions sociales, 1977, cité par Janine Mossuz-Lavau, op. cit., p. 42.
4. Maurice Duverger, *La participation des femmes à la vie politique*, Paris, UNESCO, cité par Daniel Hochedez et Cécile Maurice, "Règles et réalités européennes", in *Femmes en politique*, op. cit., p. 78.
5. Christian Baudelot et Roger Establet, *Allez les filles!*, Paris, Editions du Seuil, p. 9.
6. INSEE, *Les Femmes, Porteraient Social*, Service des Droits des Femmes, 1995, p. 99.
7. INSEE, *Les Femmes, Contours et Caractères*, Secrétariat d'Etat aux Droits des Femmes et à la Vie quotidienne, Paris, 1991, p. 83.
8. INSEE, *Les Femmes, Porteraient Social*, op. cit., p. 99.
9. INSEE, *France, Portrait Social 1999-2000*, Paris, 1999, p. 35.
10. Ibid.
11. INSEE, *Les Femmes, Contours et Caractères*, op. cit., p. 83.
12. Ibid., p. 81.
13. EUROSTAT, *Les femmes et les hommes dans l'Union européenne*, Portrait statistique, Luxembourg, Office des publications officielles

- des Communautés européennes, 1995, p. 115. この資料では、ポルトガルの数値が151となっているが、数値の信憑性に疑問があるために、ここでは省略した。
14. INSEE, *Les Femmes, Porteraient social*, op. cit., p. 101. 1991年のOECD加盟国の高等教育進学率で見ると、スイスは全体的に高等教育への進学率が低いが、中でも特に女子の進学率がドイツ同様に低いのが特徴的である。
 15. INSEE, *France, Portrait Social 1999-2000*, op. cit., p. 159.
 16. Béatrice Majnoni d'Intignano, *Egalité entre femmes et hommes: aspects économiques*, Conseil d'Analyse Economique, Paris, La Documentation Française, 1999, p. 74.
 17. Ibid.
 18. Ibid.
 19. Ibid.
 20. Ibid., p. 75.
 21. Ibid.
 22. 2. Alain Bihir et Roland Pfefferkorn, *Hommes/Femmes, l'introuvable égalité, Ecole, travail, couple, espace public*, Paris, Les Editions de l'Atelier, 1996, p. 200.
 23. Ibid.
 24. Virginie Barré, "La place des femmes journalistes dans les médias en France", in Evelyne Serdjénian (dir.), *Femmes et Médias*, Paris, L'Harmattan, 1997, p. 47.
 25. Ibid.
 26. Margaret Gallagher, "Préface", in *Femmes et Médias*, op. cit., p. 12.
 27. Françoise Mulfinger, "L'action du réseau «Femmes et médias» de la Commission européenne", in *Femmes et Médias*, op. cit., p. 40. ミュルファンジェによると、確かに女性記者は多くなったが、それでもラジオ・テレビ界の上層部で女性が占める割合は非常に低く、例えば、取締役会の6%，上級管理職の11%，技術部門の7%しか女性がいない。そのために、相変わらず男性が抱く型通りの女性像がメディアによって流されているという。また、テレビ記者でヨーロッパ議会議員でもあるパイエは、メディアの有名女性記者たちの多くがあまりにも男性中心主義に毒されているために、同性に対して思いやる気持ちを失っている事例を多々あげている (Aline Pailler, "Le témoignage d'une femme journaliste et politique", in *Femmes et Médias*, pp. 29-38.)。
 28. Janine Mossuz-Lavau, "L'évolution du vote des femmes", op. cit., p. 36.
 29. Ibid.
 30. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations", op. cit., p. 66.
 31. Janine Mossuz-Lavau, "L'évolution du vote des femmes", op. cit., p. 36.
 32. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations", op. cit., p. 67.
 33. Janine Mossuz-Lavau, "L'évolution du vote des femmes", op. cit., pp. 39-40.
 34. Ibid., p. 40.
 35. Ibid.
 36. Daniel Hochedez et Cécile Maurice, "Règles et réalités européennes", op. cit., p. 85.
 37. Eeva Raevaara, "La construction de la démocratie paritaire en Finlande : défis pour l'avenir?", in *La Parité, Enjeux et mise en œuvre*, op. cit., p. 162.
 38. Ibid., p. 160.
 39. 訓翻法子, 『スウェーデン人はいま幸せか』, NHKブックス621, 日本放送協会, 1995, p.118.

4. 女性の政治参加と政治制度、選挙制度

1. 奥島孝康, 中村紘一編, 『フランスの政治』, 早稲田大学出版部, 1992年, pp. 50-51.
2. Anne-Marie Couderc, "Compte rendu, Mercredi 5 février 1997", in Nelly Olin (pré), *Les Femmes et la Vie Publique*, Les rapports du Sénat, No 384, 1996-1997, op. cit., p. 67. 雇用担当大臣であるクーデルクによれば、フランスの政党における女性活動家の割合は全体の20%であり、労働組合の女性加入者も全加入者中で30%以下という低い率である。これは他のヨーロッパ諸国に比べると著しく劣っている。
3. Mariette Sineau, "Quel pouvoir politique pour les femmes?, Etat des lieux et comparaison européennes", op. cit., p. 100.
4. Françoise Gaspard, "Du suffrage à la citoyenneté: le mouvement pour la parité en Europe", in *Les femmes dans la prise de décision en France et en Europe*, op. cit., p. 32. ギャスパールはこの部分を自ら考案した新語（父権制や母権制をもじったfratriarcat）を用いて表現しているが、日本語ではこの語の訳は存在しないので、ここでは分かりやすく「兄弟仁義」と訳しておく。
5. Daniel Hochedez et Cécile Maurice, "Règles et réalités européennes", op. cit., p. 87.

フランス女性と政治参加

6. Françoise Gaspard, "Du suffrage à la citoyenneté: le mouvement pour la parité en Europe", op. cit., p. 24.
7. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", op. cit., p. 54.
8. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations", op. cit., p. 78.
9. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", op. cit., p. 54.
10. Mariette Sineau, "Quel pouvoir politique pour les femmes?, Etat des lieux et comparaison européennes", op. cit., p. 99.
11. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", op. cit., p. 54.
12. *Quide 2000*, op. cit., p.728. この兼務率は非常に高く、1997年におけるヨーロッパ議会議員81人の兼務の状況は、兼務なし32人、兼務2つ34人、兼務3つ15人となっている。1998年における国民議会議員577人の兼務状況は、兼務なし56人、兼務2つ267人、兼務3つ279人、兼務4つ1人となっている。地方圏議会の議長は26人のうち、兼務なし3人、2つ12人、3つ11人である。また、県議会議長は99人のうち、兼務なし6人、兼務2つ42人、3つ51人となっている。国民議会議員と地方圏議会議長の94%を筆頭に、県会議長の90%，元老院議員の82%，ヨーロッパ議会議員の60%が2つ以上の職を兼務しているという報告が出ている。
13. Philippe Richert, "Compte rendu, Mardi 4 février 1997", in *Les Femmes et la Vie Publique*, op. cit., p. 65.
14. François Léotard, "Compte rendu, Mardi 15 avril 1997", in *Les Femmes et la Vie Publique*, op. cit., p. 113.
15. Philippe Richert, "Compte rendu, Mardi 4 mars 1997", in *Les Femmes et la Vie Publique*, op. cit., p. 90.
16. Mariette Sineau, "La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations", op. cit., p. 79.
17. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", op. cit., p. 54.
18. Ibid.
19. Michèle Beuzelin, "Compte rendu, Mardi 4 février 1997", in *Les Femmes et la Vie Publique*, op. cit., p.63.
20. Ernestine Ronai, "Compte rendu, Mercredi 29 janvier 1997", in *Les Femmes et la Vie Publique*,
- op. cit., p. 55.
21. Jean-Jacques Weber, "Compte rendu, Mardi 4 février 1997", in *Les Femmes et la Vie Publique*, op. cit., pp. 64-65.
22. Ibid., p. 65.
23. Mariette Sineau, "Quel pouvoir politique pour les femmes?, Etat des lieux et comparaisons européennes", op. cit., p. 96.
24. Ibid., p. 97. 1994年の高級官僚組織における女性の比率は12.5%で、内訳は、国務院16.3%(186人中32人)、会計検査院10.6%(226人中24人)、財務監督局8.3% (72人中 6人) であった。現在ではこの数値には多少の変化があると思われる。
25. Mariette Sineau, "Les femmes politiques sous la V^e République", op. cit., p. 50.
26. Ibid., pp. 50-51.
27. Christine Pintat, "Les femmes dans les Parlements et dans les partis politiques en Europe et en Amérique du Nord", op. cit., pp. 801-802. これ以下にあげる女性議員数の変化はすべてこの文献によるものである。
28. Eeva Raevaara, "La construction de la démocratie paritaire en Finlande: défis pour l'avenir?", op. cit., p. 161
29. Ibid., pp. 161-162.
30. Ibid., p. 162.
31. Louis Favoreu, "Principe d'égalité et représentation politique des femmes: La France et les exemples étrangers", in *Rapport public sur le principe d'égalité*, Etudes et documents, No 48, Paris, La Documentation Française, 1997, p. 399.
32. Daniel Hochedez et Cécile Maurice, "Règles et réalités européennes", op. cit., p. 81.
33. Christine Pintat, "Les femmes dans les Parlements et dans les partis politiques en Europe et en Amérique du Nord", op. cit., p. 806. パンタによれば、スウェーデンの政党の女性党員の比率は、環境保護党と自由党51%，中道党45.0%，保守党43%，左派党41.1%，社会民主党40%である。この比率はそのまま、党の女性幹部の比率にも当てはまる。このような女性党員と女性幹部の数的関連性はイギリスやアメリカの政党にも当てはまる。
34. Ibid., p. 810-811.
35. Ibid., p. 811.
36. Béatrice Majnoni d'Intignano, "Changer de stratégie?", op. cit., p. 111.
37. Ibid.
38. Christine Pintat, "Les femmes dans les Parlements et dans les partis politiques en Europe et

- en Amérique du Nord”, op. cit., p. 806.
39. Ibid.
40. Françoise Gaspard, “Du suffrage à la citoyenneté: le mouvement pour la parité en Europe”, op. cit., p. 30.
40. Daniel Hochedez et Cécile Maurice, “Règles et réalités européennes”, op. cit., p. 80.
41. Ibid.
42. Ibid.
43. Ibid., p. 89.
44. Ibid.
45. Béatrice Majnoni d'Intignano, “Changer de stratégie?”, op. cit., p. 111.
46. Ibid., p. 112.
47. Evelyne Pisier, “Des impasses de la parité”, in *Rapport public 1996, Sur le principe d'égalité*, op. cit., p. 387.

むすび

1. Béatrice Majnoni d'Intignano, “Changer de stratégie?”, op. cit., p. 114.
2. *Rapport public 1996, Sur le principe d'égalité*, op. cit., p. 111.
3. Ibid., pp. 111-112.
4. Monique Dental, “La longue démarche des associations de femmes vers la parité”, in *La Parité*, op. cit., p. 254.
5. Louis Favoreau, “Principe d'égalité et représentation politique des femmes: La France et les exemples étrangers” op. cit., p. 397.
6. Ibid.
7. Monique Dental, “La longue démarche des associations de femmes vers la parité”, op. cit., p. 254.
8. Mariette Sineau, “La féminisation du pouvoir vue par les Français-es et par les hommes politiques: images et représentations”, op. cit., p. 75.
9. Ibid., p. 65.

参考文献

- ALBISTUR, Maïté, ARMOGATHE, Daniel, *Histoire du féminisme français du Moyen Age à nos jours*, Paris, Editions des Femmes, 1977.
- ASSEMBLEE NATIONALE, *L'avenir des femmes en Europe*, Rapport d'informations présenté par Nicole CATALA, N°2408, Paris, 1995.
- AUBIN, Claire, GISSEROT, Hélène, *Les*

- femmes en France: 1985-1995*, Rapport pour l'ONU établi par la France en vue de la quatrième Conférence mondiale sur les femmes, Paris, La Documentation Française, 1994.
- BAUDELOT, Christian, ESTABLET, Roger, *Allez les filles!*, Paris, Editions du Seuil, 1992.
- BEAUMELOU, Fabienne, MORA-CANZANI, Fernanda, *L'Europe et la formation des femmes*, Paris, Racine Editions, 1996.
- BELLE, Françoise, *Etre femme et cadre*, Paris, Editions L'Harmattan, 1991.
- BIHR, Alain, PFEFFERKOM, Roland, *Hommes/Femmes, l'Introuvable Egalité, Ecole, Travail, Couple, Espace public*, Paris, Les Editions de l'Avenir, 1996.
- BOURDIEU, Pierre, *La distinction, Critique sociale du jugement*, Paris, Les Editions de Minuit, 1996.
- BOURDIEU, Pierre, *La domination masculine*, Paris, Les éditions du Seuil, 1998.
- BOUDON, R., BOURRICAUD, F., *Dictionnaire critique de la Sociologie*, Paris, PUF, 1994.
- COMMAILLE, Jacques, *Les stratégies des femmes, travail, famille et politique*, Paris, Editions La Découverte, 1993.
- COMMISSION FRANCAISE POUR L'UNESCO, *La formation scientifique des filles, un enseignement au-dessus de tout soupçon?*, Paris, Editions Liris/Editions UNESCO, 1995.
- CONSEIL D'ETAT, *Rapport public 1996, Sur le principe d'égalité*, Etudes et Documents N° 48, Paris, La Documentation Française, 1997.
- CORRADIN, Irène, MARTIN, Jacqueline (dir.), *Les femmes, sujets d'histoire*, Toulouse, Presses Universitaires du Mirail, 1999.
- DANSON, Fraçoise, *Féminin snaté*, Comité Français d'Education pour la Santé, Paris, Editions CFES, 1998.
- DUBY, Georges, et PERROT, Michèle (dir.), *Histoire des femmes V, Le XX^e siècle*, Paris, Plon, 1992.
- DURU-BELLAT, Marie, *L'Ecole des filles, Quelle formation pour quels rôles sociaux?*, Paris, L'Harmattan, 1997.
- EPHESIA, *La place des femmes, Les enjeux de l'identité et de l'égalité au regard des sciences sociales*, Paris, La Découverte, 1995.
- EUROSTAT, *Les femmes et les hommes dans l'Union européenne*, Portrait statistique, Luxembourg, Office des publications officielles

フランス女性と政治参加

- des Communautés Européennes, 1995.
- FAURE, Christine (dir.), *Encyclopédie politique et historique des femmes, Europe, Amérique du Nord*, Paris, PUF, 1997.
 - FRAISSE, Geneviève, *Les femmes et leur histoire*, Paris, Gallimard, 1998.
 - FRISQUE, Cégolène, *L'objet femme*, Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des Droits des Femmes, Paris, La Documentation Française, 1997.
 - GASPARD, Françoise (dir.), *Les femmes dans la prise de décision en France et en Europe*, Paris, L'Harmattan, 1996.
 - GEFFRIAUD-ROSSO, Jeanette, *Montesquieu et la féminité*, Pise-Goliardica/ Paris-Nizet, 1977.
 - GENISSON, Catherine, *Femmes - Hommes, Quelle égalité professionnelle?*, Rapport au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, 1999.
 - GUERAICHE, William, *Les Femmes et la Démocratie, Essai sur la répartition du pouvoir de 1943 à 1979*, Préface de Françoise Gaspard, Paris, 1999.
 - GUILLAUME, Denise, *Le destin des femmes et l'école, Manuels d'histoire et société*, Préface de Geneviève Fraisse, Paris, L'Harmattan, 1999.
 - HOFFMANN, Paul, *La Femme dans la pensée des Lumières*, Paris, Ophrys, 1977.
 - HOLDEN RONNING, Anne, KEARNEY, Mary-Louise (dir.), *L'université au féminin*, Paris, Editions UNESCO, 1997.
 - HOOK-DEMARLE, Marie-Claire (dir.), *Femmes, Nations, Europe*, Paris, Publications de l'Université Paris 7 - Denis Diderot, 1995.
 - INSEE, *Les Femmes, Contours et caractères*, Secrétariat d'Etat aux Droits des Femmes et à la Vie Quotidienne, Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, Paris, 1991.
 - INSEE, *Les Femmes, Portrait Social*, Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des Droits des Femmes, Paris, 1995.
 - INSEE, *Les Femmes, Situation, Evolution, Perspectives*, Ministère de l'Emploi et de la Solidarité, Service des Droits des Femmes, Paris, 1998.
 - INSEE, *France, Portrait Social 1997-1998*, Paris, 1998.
 - INSEE, *France, Portrait Social 1999-2000*, Paris, 1999.
 - INSEE, *Données Sociales, La Société Française*, Paris, 1999
 - INSTITUT INTERNATIONAL DES SCIENCES ADMINISTRATIVES, *La place de la femme dans la vie publique et dans la prise de la décision*, Paris, L'Harmattan, 1997.
 - 訓覇法子, 『スウェーデン人はいま幸せか』, NHK ブックス, 1995年。
 - LE BRAS-CHOPARD, Armelle, MOSSUZ-LAVAU, Janine (dir.), *Les Femmes et la politique*, Paris, L'Harmattan, 1997.
 - LELIEVRE, Françoise et Claude, *Histoire de la scolarisation des filles*, Paris, Nathan, 1998.
 - LUNES, *Réalités, Parcours, Représentations de Femmes, Femmes Futures*, n° 10 janvier 2000, Paris, Evereux.
 - MAJNONI D'INTIGNANO, Béatrice, *Egalité entre femmes et hommes : aspects économiques*, Rapport du Conseil d'Analyse Economique au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, 1999.
 - MINISTÈRE DE L'EMPLOI ET DE LA SOLIDARITÉ, *Femmes, Pour une réelle égalité des chances et des droits*, Paris, La Documentation Française, 1999.
 - MOSCONI, Nicole, *Femmes et savoir, La société, l'école et la division sexuelle des savoirs*, Paris, L'Harmattan, 1994.
 - NONON, Jacqueline, *L'Europe, un atout, pour les femmes?*, *Problèmes politiques et sociaux*, Paris, La Documentation Française, 1998.
 - 奥島孝康, 中村紘一編, 『フランスの政治』, 早稻田大学出版部, 1992年。
 - OLIN, Nelly, RICHERT, Philippe, *Les Femmes et la Vie Publique, Élément pour une réflexion*, Les rapports du Sénat, n°384, 1996-1997, Paris, 1997.
 - OLIVIER, Christiane, *Les enfants de Jocaste, L'empreinte de la mère*, Paris, Denoël, 1989.
 - OLIVIER, Christiane, *Filles d'Eve, Psychologie et sexualité féminines*, Paris, Denoël, 1990.
 - OLIVIER, Christiane, *Les fils d'Oreste, ou la question du père*, Paris, Flammarion, 1994.
 - PIERON, Henri, "De l'influence sociale des principes cartésiens, Un précurseur inconnu du féminisme et de la Révolution: Poullain de la Barre", in *Revue de synthèse historique*, Paris, 1902.
 - PIPA, Yannick, *Les femmes, actrices de l'histoire, France 1789-1945*, Paris, SEDES, 1999.

調査と研究 第32巻

- POUVOIRS N°82, *Femmes en politique*, Paris, Seuil, 1997.
- RABAUD, Jean, *Histoire des féminismes*, Paris, Stock, 1978.
- RAUCH, André, *Le premier sexe, Mutations et crise de l'identité masculine*, Paris, Hachette, 2000.
- REMAURY, Bruno, *Le beau sexe faible, Les images du corps féminin entre cosmétique et santé*, Paris, Grasset/Le Monde, 2000.
- RIGNAULT, Simone, RICHERT, Philippe, *La représentation des hommes et des femmes dans les livres scolaires*, Rapport au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, 1997.
- RODGERS, Catherine, *Le Deuxième Sexe de Simone de Beauvoir, Un héritage admiré et contesté*, Paris, L'Harmattan, 1998.
- SCOTT, Joan W., *La citoyenne paradoxale, Les féministes françaises et les droits de l'homme*, Paris, Albin Michel, 1998.
- SERDJENIAN, Evelyne (dir.), *Femmes et Médias*, Paris, L'Harmattan, 1997.
- SILVERA, Rachel, *Le Salaire des femmes: toutes choses inégales, Les discriminations salariales en France et à l'étranger*, Ministère du Travail et des Affaires Sociales, Service des Droits des Femmes, Paris, La Documentation Française, 1996.
- SOHN, Anne-Marie, THELAMON, Françoise (dir.), *L'Histoire dans les femmes est-elle possible?*, Paris, Perrin, 1998.
- VIENNOT, Eliane (dir.), *La démocratie à la française ou les femmes indésirables*, Paris, Publications de l'Université Paris 7 - Denis Diderot, 1996.
- YVON-DEYME, Brigitte, GALLAND, Colette, PUJOL, Françoise, *Répertoire des centres de Ressources documentaires des femmes dans les pays francophones*, Ministère des Affaires Sociales, de la Santé et de la Ville, Service des Droits des Femmes, Paris, La Documentation Française, 1994.